
出席議員（18名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
13番	佐藤 輝雄	君	14番	星 吉郎	君
15番	加藤 克明	君	16番	大沼 惇義	君
17番	白内 恵美子	君	18番	我妻 弘国	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口 茂	君
副町長	小泉 清一	君
会計管理者	小林 功	君
総務課長	村上 正広	君
企画財政課長	水戸 敏見	君
まちづくり推進課長	菅野 敏明	君
税務課長	永井 裕	君
町民環境課長	吾妻 良信	君
健康福祉課長	大宮 正博	君
子ども家庭課長	笠松 洋二	君
地域産業振興課長併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君
都市建設課長	佐藤 輝夫	君

上下水道課長	大久保 政 一 君
槻木事務所長	高 橋 礼 子 君
危機管理監	佐 藤 富 男 君
地域再生対策監	大 場 勝 郎 君
公共工事管理監	小 野 宏 一 君
税収納対策監	武 山 昭 彦 君
長寿社会対策監	平 間 忠 一 君

教育委員会部局

教 育 長	阿 部 次 男 君
教育総務課長	小 池 洋 一 君
生涯学習課長	丹 野 信 夫 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松 崎 守
主 査	太 田 健 博

議 事 日 程 (第5号)

平成22年3月11日(木曜日) 午前10時 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
 - 有 賀 光 子
- 第 3 議案第 1号 固定資産評価審査委員の選任について
- 第 4 議案第 2号 町道路線の変更について
- 第 5 議案第 3号 町道路線の認定について
- 第 6 議案第 4号 柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会条例
- 第 7 議案第 5号 柴田町職員の再任用に関する条例
- 第 8 議案第 6号 行政区長等の報酬等に関する条例
- 第 9 議案第 7号 柴田町地域活性化・公共投資臨時交付金基金条例
- 第10 議案第 8号 柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 9号 柴田町条例の左横書き等の整備に関する条例

第12 議案第10号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において5番安部俊三君、6番佐々木 守君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（我妻弘国君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

8番有賀光子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔8番 有賀光子君 登壇〕

○8番（有賀光子君） おはようございます。8番有賀光子です。

大綱1問質問いたします。

1. 子宮頸がんワクチンに公費助成を。

若い女性にふえ続ける子宮頸がん、その対策が全国各地で大きく前進しています。女性特有のがん検診無料クーポンが大好評なことに加え、昨年10月に厚生労働省が予防ワクチンを承認し、12月に発売がスタートいたしました。

子宮頸がんは、日本で年間約1万5,000人が発症し、約3,500人が亡くなると推定され、主な原因はヒトパピローマウイルス（HPV）の感染と特定されています。予防ワクチンは子宮頸がんの原因の約7割を占める16型と18型のウイルスに対するもので、がん検診等のセットでほぼ100%予防ができるそうです。子宮頸がんは、予防ができる唯一のがんなのです。その

ためワクチンは世界じゅうで広く使われています。

しかし、摂取費用が1回1万円以上で3回の接種が必要となることから、高額な負担を軽減するための公費助成が課題となっています。

私たち公明党は、子宮頸がんの予防ワクチン早期承認を強力に推進してきました。これまで政府に対し収入の多少によらず希望者全員が受けられるよう公的助成制度を速やかに創設するよう主張し、国会での論戦や申し入れを重ねてきました。

また、昨年10月からお知らせ運動を全国で実施し、予防ワクチンの公費助成などを呼びかけて大きな反響を得てきました。

東京都杉並区で2010年度から子宮頸がん予防ワクチン接種を無料、公費負担で行う方針を発表しました。具体的には、中学進学お祝いワクチンとして中学校進学者1年生女子を対象に必要とされる3回分ワクチン接種費用が無料になるということです。杉並区議会の議論では、国内の12歳の女子全員がワクチンを接種した場合、子宮頸がんの発症を73.1%減らせるという自治医科大学附属埼玉医療センターの今野教授の試算データが示され、ワクチン接種の効果が強調されました。

一方で子宮頸がん罹患した場合の医療費や労働損失は、ワクチン接種にかかる費用の約2倍であるという研究報告も紹介され、費用対効果にも言及されています。

また、昨年12月、全国に先駆けて助成実施を表明したのが新潟県魚沼市です。同市では、中学1年生の女子213人を対象に費用の全額補助を検討しています。さらに埼玉県志木市、対象約1,200人、兵庫県明石市、対象約6,000人でも、小学校6年生から中学校3年生の女子を対象に全額補助を行う方向です。

そこで町長にお伺いいたします。

- 1、21年度に実施された女性特有がん検診無料クーポン事業の継続をするのか。
- 2、国で言っているがん検診の受診率50%に対して、今回の無料クーポンとの関連は。
- 3、従来 of 年度と比較して受診の変化、年齢別の傾向は。
- 4、予防できる唯一のがん、子宮頸がんワクチンの公費助成を。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 有賀光子議員の子宮頸がんワクチンの公費助成をについて4点ございました。お答えいたします。

女性特有のがん検診推進事業につきましては、従来のがん検診事業に加えて子宮頸がん検診及び乳がん検診の女性特有のがん検診について、早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図るとともに、受診促進を図ることを目的として町が健康増進法に基づき実施するがん検診のうち、一定の年齢に達した女性に対して検診を無料で受診できるがん検診無料クーポン券及び検診手帳を配布するなど受診率の向上を図るため、平成21年度の国の補正予算に措置されたところでございます。

この事業については、これまで受診機会のなかった方の今後の定期的な受診を促すなど受診勧奨方策の一環として検診受診率の向上を図るため、極めて重要な事業であると認識しております。

なお、平成21年度の国の補正予算においては、全額国庫負担されましたが、平成22年度においては2分の1の地方負担が導入されることになりましたが、引き続き当該事業を実施するため、当初予算に措置しているところでございます。

2点目、議員ご指摘のとおり、がん対策は国民の生命、健康にとって重大な課題となっていることから、国を挙げてがん対策の一層の充実を図るため、平成19年4月のがん対策基本法が施行され、同年6月にはがん検診の受診率を50%以上にすることを目標としたがん対策推進基本計画を策定しているところでございます。

1点目でお答えしましたとおり、女性特有のがん検診推進事業につきましては、町が実施する検診のうち、一定の年齢に達した女性に対して子宮頸がん検診無料クーポン券を配布することにより、検診受診率の向上を図ることを目的としております。今年度の無料クーポン券対象者は1,211人で、そのうち1月末までに無料クーポン券を利用し、検診を受診された方は228人で利用率は18.8%となっております。

3点目、従来年度と比較してどうかということでございます。子宮頸がん検診は20歳以上の女性が対象で、平成20年度は推計対象者が8,835人、受診者が3,098人で、受診率は35.1%となっております。平成21年度につきましては、1月末現在で昨年度を上回る3,280人が受診をしている状況となっております。また、年齢別の内訳につきましては、20歳代が146人、30歳代が520人、40歳代が493人、50歳代が741人、60歳代以上が1,380人となっております。全体として20歳代の若い世代の検診受診率が低い状況となっております。今後、さらに受診率の向上に向けまして検診委託機関との連携を図りながら、がんに関する正しい知識及び検診の重要性の普及啓発を進めるとともに、より効果的な広報活動、検診を受けやすい環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

4点目、子宮頸がんはヒトパピローマウイルスの感染が原因とされ、全国で20歳から30歳代の若い女性を中心に患者が急増しており、10歳代前半でのワクチン接種が感染予防に効果的とされ、昨年10月、国において予防ワクチンが承認され、12月から販売が開始され医療機関で接種することができるようになりました。

子宮頸がんワクチン接種につきましては、現在、任意のワクチン接種となり保険が適用されない自由診療で、費用は全額自己負担となっております。そのため、ワクチンを接種する医療機関により費用が異なりますが、ワクチンは3回接種が必要で、費用は4万円から6万円程度かかると見込まれています。子宮頸がんワクチンの公費助成につきましては、新潟県魚沼市、埼玉県志木市、東京都杉並区、岐阜県大垣市、兵庫県明石市などの自治体が平成22年度から助成を実施することとしております。

なお、本町においてワクチン接種費用助成を行うとした場合、接種が効果的とされている11歳から14歳までの女子全員を対象とするとその対象総数は約680人で、1人当たり3回接種で費用は4万円から6万円程度かかると見込まれていることから、約2,700万円から4,000万円の予算が必要となります。現在、県内においては助成実施の市町村はございませんが、今後、町におけるワクチン接種費用の助成につきましては、やはり国の動向、また先行自治体の実績や運用方法、ワクチン供給の状況など情報収集に努め、接種を行う医療機関等の指導をいただきながら検討するとともに、現時点でがんを予防できる唯一のワクチンであることから、国において早期の公費助成が実現できるよう働きかけてまいりたいと考えております。

また、効果的な子宮頸がん予防のためにはワクチンの接種だけでなく、あわせて定期的な検診を受診することが重要であることから、引き続き受診勧奨のためのPRに努め、受診率の向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 有賀光子さん、再質問ありますか。はい、どうぞ。

○8番（有賀光子君） 今、町長の答弁で22年も柴田町では継続ということで、前は全額国の補助でされましたけれども、今回は政権交代ということで2分の1が市町村の負担で求められることになりましたが、継続はすることはいいんですけれども、1年間でなくて今後、ずっと続けていくということにとらえてよろしいのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） 女性特有のがん検診無料クーポン、今後も継続して実施するかということでございますが、これは年齢については40歳から60歳までの5歳刻み、子宮が

んについては20歳から40歳まで5歳刻みが対象者ということでございます。22年度は国助成が2分の1なり、町は2分の1の負担となりますが、実施する方向で現在は考えておりません。

23年度以降でございますが、これについては国の考え方、助成がどうなるのか、まだわかっておりません。それから町の財政等、他市町の動向等々を踏まえながら今後、検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○8番（有賀光子君） 国の方で来年が2分の1市町村負担ということになりましたが、これと同じようだったら続けていくということにとらえてよろしいのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） この事業は5歳刻みでいくということでございますので、23年度以降は今の段階ですと何とも言えないんですが、町としては実施する方向で検討したいということで考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○8番（有賀光子君） 実際に声を聞きますと、今回の無料クーポンの受診をしたおかげで早期発見もできたという喜びの声も届いております。ぜひ継続していただきたいと思っております。

2点目ですが、今年度の子宮頸がん無料クーポン券の先ほどお話にあった対象者が1,211人、そのうち、検診受診者は228人ということですので、受診者が少ないというのはどのような理由からなのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） 女性特有のがん検診推進事業につきましては、国の緊急経済対策に伴う21年度補正予算として昨年5月29日に成立しております。ただ、5月末に成立してその後、諸準備等がございました。これに時間がかかっております。無料クーポン券の発送が急いでやったわけなんですけど9月の末ぐらいになっております。それから、この事業につきましては町の健康増進法に基づいて実施する検診が対象となります。いわゆる職場等職域等で行う福利厚生事業、これは独自の保険による検診とか人間ドッグ等の健診はこの事業の対象とはしないということになりましたので、この関係で受診者が若干少なくなったのかなというふうには思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○8番（有賀光子君） 今回の子宮頸がんの検診対象者が1,211人、あと受診者228人の年齢ごと

の内訳がわかればお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） 対象者の内訳でございますが、20歳が211人、25歳239人、30歳240人、35歳305人、40歳216人、合計1,211人でございます。

1月末現在での無料クーポン券利用者の内訳でございますが、20歳が16人、25歳で35人、30歳で53人、35歳で72人、40歳で60人の合計228人となっております。30歳以上が多くなっているような状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○8番（有賀光子君） 20歳代の若い女性が受診率が低い状況となっておりますが、今回、これから町として効果的な広報や啓蒙が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） おっしゃるとおり、20歳が16人と極端に低い数字になっております。各種がん検診につきましては、例年1月末までに一括にお申し込みをいただいておりますので町の広報やホームページ等において各種のがん検診受診のPRを行うとともに、乳幼児検診とか母子健康手帳交付時、各種健康教室等、あらゆる機会に受診勧奨を行ってございます。今後、さらに関係課、関係団体の協力を得ながら広報内容の再検討を行うなど、啓蒙周知に努めていきたいと考えております。

対がん協会などでは特に母と娘、子宮がんの親子検診、これなんかも進めておりますので、町の方でもPRしていきたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○8番（有賀光子君） 今回柴田町でも無料クーポンで190何名がふえたということで、まず昨年よりはパーセントが全体的にふえているというふうにとらえてよろしいんですね。たしか前に質問したときは子宮頸がんが35%ぐらいだったような感じがしましたが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） 町全体のがん検診事業の結果というふうにとらえて回答させていただきますが、平成21年度、ことしの町全体のがん検診でございます。無料クーポン券絡みということなんですが、乳がん検診でいいますと、20年度が約41%の受診率、ことしは50.4%ということで約9%ぐらい乳がん検診の方は伸びてございます。子宮がん検診につきましては、20年度が35.1%、ことしは、まだ1月末の段階ですが37.1%ということで若干伸びてございます。そういうふうなことで、女性特有のがん検診、無料クーポンを実施したこ

とによって受診率アップにつながっている、効果はあるというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○8番（有賀光子君） 厚生労働省が定める女性の健康週間が3月1日から3月8日までですが、今、説明ありました県の方で母と娘の講習というか、県ではなくて町ではどのような意識啓発をしているのでしょうか、この期間中に。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） 健康週間の意識啓発ということなんですが、検診関係につきましては、いわゆる4月から2月までずっと1年を通じて期間を定めてさまざまな胃がん、肺がん、大腸がん、さまざまな検診をやっております。ということは、1年間を通じてPRをして周知をしていくということが大事かなと思っております。そういうことで特に3月に集中してということでは、今はそういった広報はやってございません。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか、はい、どうぞ。

○8番（有賀光子君） 今回の女性無料クーポン、無料券として日本対がん協会の方でかなり全体の受診者で乳がんは14%増、子宮頸がんは9%、全国的に増になったということで新聞に載っておりましたので少し紹介させていただきます。

乳がん、子宮頸がんの検診無料クーポンが2009年度に導入された事業で、受診者増が大きく貢献していることが数字上でも明確にされたということです。調査は同協会がことしの2月、市町村の委託でがんの集団検診を実施している全国46都道府県支部にアンケート形式で実施いたしました。2008年、2009年度のそれぞれ4月から1月末の期間のがん検診患者を検診種別で年齢別で集計すると、無料クーポンを配布した2009年度の乳がん検診は、2008年度は88万5,726人から101万804人へ12万5,078人がふえた。また、前年と比べると、先ほどお話ししたように14.1%、乳がんの方は増加いたしました。また、子宮頸がん検診も2008年度には97万370人から105万8,081人へということで8万7,711人がふえ、9%の増となりました。今回この無料クーポン適用対象外だった検診がほかの検診、例えば胃がんとか肺がん、大腸がんというのは今まで平年並みだったのに比べ、今回、乳がん、子宮頸がんの検診受診率の伸びがかなり上がったということで新聞に載っておりました。

また、年齢別の変化も無料クーポンの対象の2009年度の受診者は、例えば鳥取県では乳がん検診が前年で40歳が4.47倍、45歳で2.0倍、50歳で3.47倍、55歳で2.48倍、60歳で2.46倍に増加したということで、今回初めて受診をしたのもかなり増だったということが新聞にも載っておりました。これも今後のがん検診の定期的な受診率につながるということを期待したい

ということでコメントがありましたので、今回、柴田町でも継続をしていただくということで、まず早期発見治療の重要性をもっとPRして向上に向けて効果を上げてほしいと思います。例えば健康教育とかがん教育を学校現場で取り組むということはできないのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） 健康教育、検診受診率アップのためには当然必要かと思えます。町としても出前講座等で住民の方々、団体等に行ってそういった周知をする。あとただいま議員がおっしゃられたように、学校現場においてPRしていくということも大事なのかなと思います。そういうことで今後、関係課とも連携しながらあらゆる機会を通じてPR、周知していきたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○8番（有賀光子君） ぜひPRしてしてほしいと思います。

次に、ワクチンについてお聞きします。世界各国で承認されて今回日本でも承認されましたが、今まで日本と北朝鮮だけが承認されなかったということで、公明党として東北6県102万人の署名を行いました。そのうち、柴田町でも3,000名近い署名をさせていただいて、今回の予防ワクチン承認を求めて国に申し入れをしたら、10月に日本で初めて承認され、12月にワクチンの発売がスタートしたということで、本当に柴田町の署名していただいた方も大変喜んでおりました。

しかし、欧米は7割から8割の検診をしているのに対して、日本の検診率は大変低い状態になっておりますので、先ほど35から37%に上がったということで、国としては50%を目標にしているということで、ぜひこちらの方も啓蒙、PRをよろしくお願いします。

そして、この子宮頸がんワクチンの公費助成ですが、小学6年生から中学校3年生までの接種であれば、当然、何千万円となり相当の予算が必要となりますが、先ほど説明いたしました東京都の杉並区では中学進学お祝いワクチンとして1年生女性に限定して助成しているところもあるので、柴田町も1学年限定で実施してみてもどうでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） 確かに全額助成となれば、小学校6年生から中学校3年生までということになると数千万円で、1学年であれば、1学年、大体百七、八十人でございますので大体5万円としても全額助成で850万円の財源が必要になってくるということでございます。ワクチン接種が効果的だと言われているのが議員ご承知のとおり、11歳から14歳でござ

います。ということは、初年度をどうするかというのが今からの議論なのかなと。初年度1学年限定か、4学年すべていくのか、そういったのが他市町村も今後、検討が必要になってくるところかなと思います。

県内の状況でございますが、現段階ではほとんど今後、検討するというふうにしてございます。先ほどの町長の答弁にもありましたが、町の財政面の問題もありますし、全額か半額助成かの検討、これもしなくちゃいけない。それから、例えば全国の市町村でこういった助成が来年、再来年と始まってくれば、果たしてワクチンの確保が大丈夫なのかとか、そういったことも十分検討していかなくてはならないというふうに考えております。今後、国の動向を見ながらさらに検討を加えていきたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○8番（有賀光子君） 先ほど一般質問を書きましたけれども、このワクチン接種に係る費用がこのワクチンですと、普段の医療費の2倍の費用対策になるとありましたので、ぜひワクチンをぜひ接種してほしいと思います。また、子宮頸がんワクチンの予防接種等、その後、大人になってからのがん検診のセットでこの子宮頸がんだけはほぼ100%予防ができるということで、このワクチン接種が広がれば多くの女性が子宮頸がんで苦しまないで済むということで、本当に海外では多くの国で政府が接種費用の補助をしております。日本でも公的補助の導入を真剣に検討するよということ、公明党としても現在、国の方に活動を展開しておりますが、町としても今後、公費助成を今後、検討いたしますと回答いただきましたので、まず早期の助成の検討をしていただきたいということによりお願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（我妻弘国君） これにて8番有賀光子さんの一般質問を終結いたします。

以上で一般質問通告に基づく予定された質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問は終結いたします。

○議長（我妻弘国君） 日程3、議案第1号固定資産評価審査委員の選任については、人事案件でありますので、全員協議会にお諮りしたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。

これより直ちに委員会室において全員協議会を開催いたしますので、ご参集お願いいたします。

ただいまから休憩いたします。

全員協議会終了次第、再開いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時48分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

日程第3 議案第1号 固定資産評価審査委員の選任について

○議長（我妻弘国君） 日程第3、議案第1号固定資産評価審査委員の選任についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第1号固定資産評価審査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員としてご活躍いただいております菊地定男氏は、平成22年4月12日をもって任期満了となります。

菊地氏は、評価審査に関する経験と専門的知識が豊富であり、誠実、かつ公平無私に職務を遂行される大変意欲的な方であります。

宅地や新築・増築家屋に係る固定資産の評価に対する町民の関心度も年々高くなっておりますので、固定資産評価の公正な審査を確保する面からも、経験豊かな菊地氏再任のご同意をいただきたく、ご提案申し上げる次第でございます。

何とそご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより議案第1号、固定資産評価審査委員の選任についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、議案第1号固定資産評価審査委員の選任

についてはこれに同意することに決定いたしました。

日程第4 議案第2号 町道路線の変更について

日程第5 議案第3号 町道路線の認定について

○議長（我妻弘国君） 日程第4、議案第2号町道路線の変更について、日程第5、議案第3号町道路線の認定についての2カ件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第2号町道路線の変更について及び議案第3号町道路線の認定についての提案理由を申し上げます。

議案第2号につきましては、町道富沢11号線の道路新設改良工事完了に伴い、当路線と接続しておりました8路線に変更が生じますので、起点及び終点位置の変更を行うものであります。

また、議案第3号につきましては、現在認定の町道富沢11号線が路線のつけかえにより従来路線を存続利用することから、1級幹線道と分離して新たな路線として認定がえを行うものであります。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 詳細説明をさせていただきます。

お配りしております平成22年度第1回定例会議案第2、第3の関係資料、A3のカラー刷りの資料をごらんになってください。

まず、議案第2号関係なんですけど、町道路線の変更については赤で現在示しております富沢11号線と赤で書いてあります富沢26号線というふうな記述がしております。この部分につきましては、新たに富沢26号線ということになるんですけど、今回青で示しております、その下でございますね、富沢11号線ということで青で示しております。この部分が路線の新たな位置となることから、起終点及び延長、幅員の変更が生じました。図面のとおり、変更路線としましては、富沢5号線、8号線、9号線、10号線、11号線、15号線、16号線、17号線、25号線でございます。起終点については黒と青で旧新ということで記述しておりますのでごらんになっていただければと思います。

また、議案第3号ですが、これについては先ほど町長が提案理由で述べましたとおり、従来1級路線という位置づけをしていたものですから、今回新たに設置されました路線を1級町道ということで認定をさせていただきたいということで路線の変更をさせていただいて、旧路線分、富沢26号線と入ってございますが、この部分を新たに認定させていただくということでございます。富沢26号線の起点、終点につきましては赤で記載してございますように、富沢字田中前113番から薬師9の2まで、延長につきましては534.4メートル、幅員については3.3から6メートルとなります。以上、説明を終わります。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号、町道路線の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第3号、町道路線の認定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会条例

○議長（我妻弘国君） 日程第6、議案第4号柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第4号柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会条例についての提案理由を申し上げます。

本条例につきましては、平成21年第4回定例会において可決いただきました柴田町住民自治によるまちづくり基本条例第33条で規定しております柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

町長は、住民自治によるまちづくり基本条例の運用状況を常に把握し、その充実を図り育てていかなければなりません。

この目的を達成し、住民自治をより推進するため、審議会が基本条例の運用状況を調査し、町長に対し、運用の是正、改善及び基本条例の見直しを提言するに当たり、審議会の趣旨、所掌事務及び組織等を規定するものでございます。

参加と協働のまちづくりの実現に向けて、町が実施する基本条例に基づく施策等を調査審議いただき、より進んだ住民自治によるまちづくりにつなげていくためにも、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会条例の制定をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） ご説明を申し上げたいと存じます。

議案第4号柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会の説明を申し上げたいと存じます。

ただいま町長の提案理由で必要性等につきましては申し上げたとおりでございます。住民自治によるまちづくり基本条例の運用状況を常に把握し、その充実を図り、この条例を育て住民が主役のまちづくりを進めるため、町が実施する基本条例に基づく施策等を調査審議いただくために、その組織、運営に関して必要な事項を定めるものでございます。

では、お手元の議案書の9ページをお開きをお願い申し上げます。

この条例は柴田町住民自治によるまちづくり基本条例第33条第1項の規定に、町は柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会を設置するものということで規定されてございます。それに基づきまして審議会の組織及び運営に関し必要な事項を第1条の趣旨から第10条の委任までの本文、並びに附則で構成するものでございます。

第1条は、条例の趣旨を示させていただきました。条例の根拠と条例で規定する事項を定めさせていただきました。

第2条でございますが、条例を定めるに当たりまして認識を共通しておくという観点から用語について規定させていただきました。条例の設置根拠となります柴田町住民自治によるま

ちづくり基本条例で規定する住民、とりわけ町内に住所を有する人のほか、町内で働く人、学ぶ人、そして活動する人及び団体などの個人としておりますので、本町とかかわりを持つ方の公募の対象とする観点からこの用語を規定させていただいております。

第3条でございますが、審議会の所掌事務を規定させていただいております。業務といたしましては、条例の見直し、それから基本条例に基づいた情報共有、参加、協働のまちづくりに関し、調査審議をすることを定めさせていただいております。

第4条は審議会の組織を定めるものでございまして、第1項は委員の人数を10人以内と定めるものでございます。

次に、第2項でございますが、委員の構成を定めてございます。第1号では条例及びまちづくりに関し知識を有する方より専門的な見地からのご意見をいただくという観点から学識経験のあるものと定めさせていただきました。

次に、10ページをお開きいただきたいと存じます。

第2号では基本条例26条1項3号でございますが、ここの中に行政運営の参加と促進というふうな規定がございます。その中で審議会等の組織の構成は原則として公募を設けることを規定してございます。本審議会は住民が主体となった参加と協働によるまちづくりの実現のため、広くまちづくりにかかわりを持ってもらうため公募による住民を規定させていただきました。

第3号でございますが、住民活動団体、それから事業者、地域コミュニティの代表の方々の参入なども考慮いたしまして、町長が特に必要と認めたものということで規定をさせていただきました。

第5条でございますが、委員の任期について定めるものでございます。任期は4年と定めるものでございます。本条例では、審議会は4年を超えない期間ごとに条例に基づくまちづくりの実施状況を検証し、その結果を踏まえて町長に提言すると定めてございます。したがって、調査、審査、提言も含めて4年と定めさせていただきました。

ただし書きでございますが、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期を定めるものでございます。第2項では委員の再任を定めてございます。

第6条でございますが、第6条1項では、会長及び副会長の選任の方法について定めさせていただいております。第2項では会長、第3項では副会長の任務について定めてございます。

第7条でございますが、会議の招集、成立要件、議決の方法などについて定めてございま

す。

第8条でございますが、調査審議の過程において委員以外の意見等を聞く必要性が生じた場合の取り扱いを定めさせていただきました。

第9条でございますが、審議会の担当課を定めてございます。

第10条につきましては、任意規定というふうなことでございます。

11ページでございますが、附則でございます。

附則の1でございますが、この条例の施行期日について定めるものでございまして、平成22年4月1日から施行するというふうな定め方でございます。

附則2でございますが、審議会委員の身分、特別職の非常勤でございますので特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

別表でございますが、別表第1、これにつきましては第1条、それから第4条の関係の一部を改正するものでございまして、表の上段が改正後となります。区分につきましては住民自治によるまちづくり基本条例審議会委員を加えまして、日額報酬6,700円、出席費用弁償1日につき500円と定めるものでございます。

その別表1の下段でございますが、議会議員の議員報酬の費用弁償等に関する条例の一部の改正が21年の柴田町条例11号で制定されてございます。この非常勤の特別職の国内の旅費規定でございますが、ただいま議員の報酬及び費用弁償の国内旅費規定を引用させていただいている規定でございますので、その段を条の繰り下げを行い今回一部改正をあわせて行わせていただくものでございます。

以上で議案第4号柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会条例の説明を申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。14番星 吉郎君。**

○14番（星 吉郎君） 10ページの第4条の第3項であります。町長が特別必要と認めるものと書いてある件と、第5条の任期は4年とするという件についてお伺いしたいと思います。なぜ町長が特に必要と認めるものというのはどういう人なのか、それと任期4年というのは3年でもいいんでないかと思うわけで、お聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 4条の2項3号の関係でございますけれども、一つは、この基本条例は今後、当然条文の形骸化ということもございます。それからやはり皆さんに

多くかかわっていただいてまちづくりに参加いただくという観点がございました。ここの学識経験者、2番目の住民公募ということを除けば定義の中でまちづくりにおきましては住民がございましてそのほかには事業者、住民活動団体、それから地域コミュニティとかかわる方がおいでになります。そういった方々につきましては公募という形ではなくて、地域に携わった方々を広く登用したいという考え方から、町長が特に必要と認めたものというふうなことで、実際に例えば行政区の中でご活躍を賜っている方、あるいは何々会とか組織をされてございますが、実際に稼働されている方々のご意見を重視したいという観点からこのような表記をさせていただきました。

それから、第5条の任期4年という形でございます。これは先ほども申し上げましたけれども33条の中で4年を超えない期間においてという規定がございました。当初はスタート時というものについては、あるいはこちらから資料を提供し、期間的には1年でも2年ともと考えてございました。しかしながら、22年4月からスタートする新しい条例でございますので通年開催をさせていただき、その都度、中間的なご報告を賜るという観点から、最終的には4年を超えない範囲の提言をいただくというふうなことで、常々基本条例の中身も当然ご説明申し上げまして、それらに沿いながら日々、委員さんも町民でございましてそういった活動をいろいろ検証していただき、通年の中で中間的な報告を賜り常に条例にかかわりながらまちづくりに関心を持っていただきたいという観点から4年という考え方をさせていただきました。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○14番（星 吉郎君） 任期の件なんです、いろんな審議会とかそういうふうな格好で4年というのは長いんじゃないかと思っているんですね。といいますのも、いろんな審議会とかありますが、通例は大体3年ぐらいかなと思ったものですから、ただこれだけ4年でいいのかなということで聞いたわけです。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。（「いただきます」の声あり）答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） やはり4年というのは、ある程度実施され結果、データが出てくるまでの間というのは2年ぐらいは最低限かかります。しかしながら、結果が出てくるまでの間にもいろいろ審議会として携わっていただきながら見守っていただきたいということで、確かに4年を超えない範囲では最終的な答申という形にはなりますけれども、それらの活動の期間もこちらからご提言申し上げまして携わっていただきたいという観点から

4年ということで設定させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 1点目は審議会の役割なんですけれども、3条に町長の諮問に応じ基本条例の見直し及び基本条例に基づいたまちづくりに関し調査審議すると。今の星議員の質問にもあったんですけれども、町長から諮問がないとこの審議会は動けないのかということですね。今の課長の答弁で2年間、データがどうかということがありましたけれども、例えば審議会のメンバーの方からこういうことについて審議会で検討してほしいとか、前向きに自分たちで調査したいというような場合、そういうときはどういう段取りというんでしょうか、流れになるのか。そして、任期4年ということでありましたけれども、前に全員協議会等で説明あったときに、この基本条例に基づいた町民の、言うなれば郷土に関する活動というのは1年とかですぐ出てこないだろうと。だから、この審議会も2年目ぐらいからやるというふうに私は聞いたんですけれども、そうしますと、今回この条例が可決されたとして段取りとしてはどうなんですか、すぐに委員を公募するとか、学識経験者、あとさっき町長が特に必要と認めたというか、そういう選定をして22年度中に審議会そのものを発足させる、すぐに検討していただくものというふうになるんでしょうか。さっきの課長の答弁でも、2年でデータがという、この審議会そのものはあと3年ぐらいたたないと実際の審議というのが行われぬ。そうすると、あつという間に任期4年と、活動するのは実質1年というふうにもとれますので、1点目、まずそこをお聞きしたいと思います。

2点目は、こういったふうに町民から公募するという事なんですけれども、まちづくり基本条例について知っているかというアンケートについて、知っている人が27%にとどまり、知らない人が多数を占める。性別で知っている者を見ると、男性が女性を上回るとありまして、女性の割合が24.1%なんです。町民から公募すると言いますけれども、この基本条例そのものを知っている人がこのアンケートに答えた人で言う3割にもならないわけですね。こういった状況で町民から公募するという事ですけれども、このアンケートの結果そのものについて町としてどう考えている、どういう対策を考えている。こういった状況の中で、この審議会の委員を町民から公募するということをどうやっていくかということをお聞きしたいと思います。

もう一つは、今、男女共同参画ということに我々議員も力を入れているんですけれども、女性の方が24.1%です。基本条例そのものについて。その辺について町としてどう考えて

いるか、これが大きな2点目です。

3点目は、一般質問などでまちづくり推進センターのこと、質問があったと思いますけれども、その中でも基本条例つくったならば、本来はそれを推進する、そういったセンターとか、住民投票条例、ほかの地区を見ても早く設けるべきじゃないかという趣旨の質問があったというふうに理解しておりますけれども、今回はこういう審議会について出ましたけれども、では住民投票条例というのはどのようにするのかをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（我妻弘国君） 質問が多岐にわたります。答弁を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 第1点目でございますが、審議会の役割ということでお答えをさせていただきたいと思います。

審議会の役割そのものにつきましては、まずもって基本条例30条に提案制度というのが当然ございます。それらに基づきましてアイデア、実践活動の提案等々が行われてきます。提案とか活動の状況はどうかということが第1点でございます、それから住民投票制度ということが当然あるんですけれども、これらの制定で実施されればそういう状況はどうかということが大きくあります。

○議長（我妻弘国君） 課長、答弁ずれていますよ。まず、1点目、町長の諮問に応じてからしなくちゃならないとか、そういうことなんです。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 大変失礼申し上げました。これにつきましては、当然、町長の諮問ということで行われるという観点です。委員になられた方は、22年のこれから準備をさせていただくわけですが、基本条例の中身とか考え方とかきちっとご説明を申し上げなきゃいけないという時期になります。それを行いまして、当初はなかなかまちづくりのデータといっても出にくいことがあろうと思いますけれども、今までの取り組んでいたこと等もご説明を申し上げてそれからスタートしたいという考え方でございます。

○議長（我妻弘国君） ちょっと待ってください。舟山議員のは、2年後に活動ができるような状況になるんだけど、最初から委員を選定するかというようなことなんです。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 大変申しわけございません。22年の4月以降、いろんな手続がございましてまず公募等々をさせていただいて発足させたいという考え方です。

それから、まちづくりアンケートの関係で第2点で出ておったというふうに思っております。確かに現在、27%なり女性の方が男性より多く認識されているということで、私も認識

をさせていただいております。ただいままちづくり推進課の方では、地区にわたりまして説明会、あるいは出前講座というものを開催させていただきながら説明会を実施させていただいております。現状でいきますと、延べでいきますと7回ほど終わってございます。これから行政区の方も総会時期がございましてなかなか日程が立て込んでいるという関係で、3月末、それから4月中ということでご返答いただいておりますので、そういうところにごんごん出かけていってPRをさせていただきたいというふうに考えてございます。

男女共同の関係がございました。町民アンケートの関係等、女性の方がまちづくり基本条例の方で若干上回っているという観点だったかと思えますけれども、現在、21年度でいきますと女性の登用率といいますか、男女共同の部分はたしか22.6%ぐらいと推定をしているんですけれども、おおむね議員さんがおっしゃったような数字になるだろうと思えます。そういった中で住民公募をした場合、公募者が集まってくるのかということなんですけれども、これは公募期間実施の段階では1カ月間ぐらいと考えてございます。それらを周知をさせていただきながら公募をしていきたいと考えてございます。

構成員につきましては、先ほども申し上げたんですけれども、学識経験者、住民公募の方、それから地域で事業者なり住民活動団体なり、地域コミュニティとしての役員として活動いただいている方なり等々を含めてございますので、そのような形で構成をさせていただきたいと考えてございます。

次に、まちづくり推進センターでございますが、これは基本条例の31条に規定されてございます。22年度は交流広場を活用してまちづくり推進センターの先ほど申し上げました大きな役割はまちづくり提案制度、実践にかかわる提案制度等々が大きな役割になります。それでそれらを活用して町民のまちづくりに対する意欲を高めていきたいという観点が大きな役割になってくるわけですが、それを22年度からは交流広場で展開をしていき、あと役場のまちづくり推進課の方でも当然提案等々は受けつけたいと考えてございますけれども、それらを今年度は実施をしていきたいと考えてございまして、23年4月には条例を制定させていただきましてスタートを本格的にさせたいというふうに思っております。

それから、関連いたしまして住民投票条例ということもございました。この住民投票条例につきましては、非常に中身がいろいろ多岐にわたるということで、当課の方では素案の素案ということではできているんですけれども、今後、町内でワーキンググループをつくってそれで正式なたたき台をつくりまして議会の皆さんとご相談を申し上げて、22年度中に住民投票

条例は作成したいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（我妻弘国君） はい、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） そうしますと、22年度中にこの審議会、公募とかして委員を決めて第1回目の審議会は開催予定なのか、まだいろんなデータがそろわないというようなお話ありますけれども、やはり発足させてこの条例の趣旨といったことの説明から委員にさせていくのかということをお聞きしたいのと、2点目は、推進センターでの提案制度という説明ありましたけれども、確認したいのは、町民から提案があれば、推進センターがチェックという言い方はあれなんでしょうけれども、この審議会はそういった絡みは何もないのかということです。

それから、住民投票条例なんですけれども、どうなんでしょうか、町の今回の審議会、推進センター、住民投票条例という段階でいくんでしょうけれども、一般質問でもちょっと遅過ぎるんじゃないかという質問があったと思いますけれども、町民からすると、本当に町にやる気があるのか、協働をやりましょう、町もいろいろ情報提供をします、こういう設備も設けます、条例も設けますということだろうけど、この条例の制定のスケジュールだけ見ていてもあと1年、2年、あつという間にこの審議会の委員の4年のうちの2年、3年がたってしまうというような状況だと思いますけれども、町民からすると、正直本当に条例はつくったけれども役場、町長なんですけれどもやる気があるのかと思うと思うんですね。そして、我々町民が何をやればいいんだ、ふだん、自治会、町内会、いろんな各種団体で一生懸命やっている、そこから何をしてほしいというのか、やればいいのか、それぞれ一生懸命やっていてこれからどうするという考えは各町民、お持ちだと思いますけれども、もう一度このまちづくり基本条例に基づいて協働ということが何なのかと、町民も理解していない部分もあるんじゃないか。理解していないというより基本条例そのものについてアンケートに答えた人で27%しか知らないということですよ。この調査に基づいた割合からすれば、27%ということですから、あえてもう一度、条例の推進についての町のやる気というのを聞きたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○町長（滝口 茂君） 審議会、やっぱり最初に今年度中に公募して体制をつくって住民自治の中にまちづくり基本条例の中身、それから審議会がやるべき仕事、これを明確にさせていただいてことしからその動きについてウォッチングをしてもらわなきゃ。その間、まちづく

りについて我々が進めた情報を審議会に提案できるようにしていきたいというふうに思っておりますので、審議会は今年度スタートをさせたいと思っております。

それから、推進センターでございます。やっぱり推進センター、成立したのは12月ですからやる気がないと言われると、私もお答えしなきゃないと思って今、手を挙げさせていただいたんですが、やはりある程度、準備をしていかなきゃないというふうにも思っております。その間、「ゆる．ぷら」の推進センターの実験的な事業を進めさせていただいているということでございます。これは発展的に育てていって、そして推進センターに結びつきますと町民の方々にお話をしているわけですから、やる気がないというのはどなたかわかりませんが一生懸命やろうとしているというふうに思っております。

それから、住民投票条例でございますが、これはやっぱり議会との調整をきちっとやらないと、これまでの意思の決定を大きく変えることになるということなんですね。事前にもう住民投票条例ができますと、常設型の投票制度でありますので、やはり議会と住民詰めていかなきゃない。そして、議会との合意のもとでやっていかなきゃないということで、原案はありますが、それをたたき台にして議会の方と一緒にこれは詰めなきゃないということでまだ出しておりません。ですから、今年度中にもし執行部の方で案があるのであれば、我々も検討しますという体制づくりをしていただければお出しすることは十分可能でございますので、議会の方で対応をお願いしたいなと思っております。あくまでも議会の意思決定を大きく変える案件であるということで、慎重に考えているところです。

○議長（我妻弘国君） 町長、協働のまちづくりに何をやっていくかということが。

○町長（滝口 茂君） 今、地域のことですね。いろいろ住民のトラブルが大変多うございます。そうした中で、やっぱり自分たちの町は自分たちで盛り上げなければならないということで、いろいろ防犯活動から環境問題から、ひとり暮らしのお年寄りの問題からやっている地域もありますけれども、その活動を柴田町全体に広げていかなければならないということです。役所がすべてやれる時代ではないと。自分たちの町については自分たちでやると。その中で計画的にやるためにこの条例の中には地区計画というものをつくって、モデル地区三つ提案が上がってきたと思うんですが、具体的に地域の課題、いろんなものがあるのか、話し合って、その中で自分たちでやれること、役場をお願いしなければならないことをきちっと計画に盛り込んでつくろうと。そういう動きが出てきております。そういった意味でほかの自治体よりも協働の考え方、実践が着実に進んでいるということでございます。

農村分でもやはり自分たちの地域に人が来てもらえるように協働で公園づくり、植栽づくり活動をやろうと。発展的には農村レストランまで持っていこうと、そういう芽が出ております。そういった面もこれからの協働の大きな分野ではないかなというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再々質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 再々というより、推進センターに提案制度で町民が提案したときの扱い、推進センターがこれを取り上げよう、担当課に持っていくとか、だけでも、この審議会の方にはどういう形で。

それに関連するんですけども、審議会は町長の諮問に応じということは、場合によっては1年間、全然開かれない場合も可能性はあると。それが年1回は必ず審議会の決起総会というような言い方なんですけれども、それプラス臨時に町長の諮問に応じてと。その回数というところの答弁漏れというのでもないですけども、この二つ。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 私としては、包括的に諮問をしたいと思っております。4年間、こういう案件、条例の運用の仕方とか、協働が実際どう行われているのか監視していただくために一番最初に包括的に諮問をしたいというふうに思っております。ですから、毎年1回は町の協働の実践活動について検証していただきたいというふうに思っております。

それから推進センターに寄せられた提案について、推進センターがいい悪いという判断はできないと私は思っております。ですから、話し合ってみんなでやっっていこうということか、それとも役場をお願いするかということで推進センターがこれはできませんと、そういう権限は持っておりません。そこに提案を申し上げた方々に、これはやっぱりみんなで行った方がいいですよとか、それは役場とまぜた方がいいでしょうとか、要するに仕分けをするだけでございます。そして、みんなのできるどころから推進センターもかかわってやっっていくと、前向きの推進センターでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。13番佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） 一つは、第4条の住民の委員で組織すると。住民の1、2、3とあるわけですが、この数の割り振り、それはどうなるのかということが一つ。

二つ目は、審議会の庶務はまちづくり政策課において処理する。つまりこれがなぜ庶務の役場の方でやるようになるのか、その辺をお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） お答え申し上げます。

第4条の第2項の1号から3号までの人員といたしますか、1号についての学識経験のある者、これは2名と想定しています。それから2号の公募住民でございますがこれは3名と。3号の町長が特に必要と認める者、先ほど申し上げましたけれども、多様な団体とか活動団体とかおいでになります。いろんな意見をいただきたいというふうな観点で5名というふうな考えで10名以内と考えてございます。

それから、第9条の庶務の関係でございますが、なぜまちづくり政策課において処理しなければいけないんだと、町がかかわるのはなぜかということだと思っておりますが、これは審議会条例は町長が提案申し上げて設定させていただきます。そうしますと、当然、身分上は非常勤の特別職という形になります。諮問の形をお願いをするということになれば、業務そのものについても町のかかわりというものは、制限とか何かということではございませんが、自由に調査をいただき、ご審議をいただきその旨を町長の方に提言をいただくという観点になりますので、町の方で当然事務局になるというふうに考えてございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） 第4条の町長の認める者が5名というのはい多いのではない。一番は公募が基本にしてあって、数が多くて、つまり委員は、例えば学識経験者が3であれば公募が5にして町長が2とか、そういうふうな形にならないものか。つまりなるべく町の力、町の影響を少なくすると、そういう配慮が必要ではないのか。だから、さっき言ったように、なるべくだったら庶務の方の場合も町民と役場と大体何名何名という形でやるべきではないのかというふうに思っているんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 先ほどの委員の関係でございますけれども、前段でも申し上げましたけれども、公募員、特に必要と認めた者、これは町長の意向うんぬんかんぬんということではなくて、現実には行政区でいろいろ活動されている方がおいでになります。役員で活動されている方もおいでになります。そういう方々の実態に応じて審議会の委員にお入りいただきたいという考え方なので、現実的に活動団体は結構多くございます。環境にかかわっているものとか、先ほど町長がご答弁申し上げましたけれども防犯とか福祉とかということで多岐にわたっているものですから、そういうふうな方々のご意見も活動していくた

めの審議会の中では生かされなければならないという観点から、そのような考え方をさせていただいてございました。町の力を入れるとか、そぐとかという観点ではなくて、そういう活動に応じたという考え方をとらせていただいております。

○議長（我妻弘国君） 再々質問、どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） 課長は直す気はないという考え方なんですか、やっぱりここに出てくる地域であれ、区であれ、そこから出すにしてもどうしても選ぶのは町になってくるわけですよ。そうすると、町の影響が強い。つまり町長が言うように、もう16年から始まっているわけですから、この住民自治基本条例の場合には。ですから、それなりに信用もする、そしてその人たちにある程度信用の上にげたを預けるというふうな形のものが本当の住民自治ではないのか。やはり人を選ぶのも役場で選んでくる、その人が何をしているのかというのも役場の方で調べて出してくると、そういう時代ではないのではないのか。やはり住民自治になじまないのではないのかというふうに思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 佐藤輝雄君、答弁もらいますけれども、私の考えでよろしいかどうか、数について皆さんの意見を聞いてもいいかなと、こういうふう考えているんですけども、これは私の考えなんです。この議会で認めていただければ皆さんの意見を聞いてもいいかなと、こういうふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○町長（滝口 茂君） 住民参加と町長の審議会とごっちゃになっているのではないかと考えております。まちづくり推進センターは、まさにいろんなアイデアを町に提案したり自分たちで活動したり、このところは民間の方々に自由な発想でやってもらうという場面がございます。住民自治的な考え方ですね。一方で役所の町長が今回は審議会、これは普通のほかの審議会と同じでございます。ですから、当然事務局は役場が持つということでございます。ですから、そこを勘違いされると困るかなというふうに思ったわけです。運営、自分たちがやる分について役場がいろいろサジェスチョンすることはないということはないということでございます。アドバイスはします。

それから、団体なんです、公募は個人が公募するというので、実はこのまちづくりというのは団体の活動の方々の実践の中で役場の関係が大変多ございます。そのときに役場の仕方、考え方をいろんなことで感じていらっしゃる団体の方、多いんですね。その団体もいろんなのに分かれています。一番いいのは、今までですと行政区的考え方の地縁団体というんですか、そういう団体が主だったと。最近では新しくNPO団体とかという団体が柴田町に

も法的に生まれてきております。これまでの、例えば鶴亀さんのように地域づくりの団体もごございます。それからこれまでの公的な農協さんとか商工会とか、公的な団体もごございます。ですから、いろんな団体の活動している方々に実際に審議会の委員になっていただいて、そしてこの条例が本当に役場と住民が意図した方向に進んでいるのか、またおこなっているのか、その辺を指摘をいただく審議会でごございますので、私としては学識経験者2名、公募で3名、そして団体で5名というのが適当ではないかと思っております。これについては今、議長からいろいろありましたので、条例としては数字は決めておりませんので、もし議会の方でよりこっちの方がいいんじゃないかということであればご提言いただいて考え直すということもごございます。条例上は人数は規定しておりませんで、そういう方向でやらせていただきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。6番佐々木 守君。

○6番（佐々木 守君） 私は1条から30条まで、これが4月1日から施行されるわけですね。そうしますと、4月1日からいろんな企画書とか提案書が上がってくるんですね。それを審議する審議会がないと困るから今回の議案として提案されたんじゃないかと、このように思っているんですが、回答をお願いします。

○議長（我妻弘国君） 佐々木 守議員、審議会では条例の審議をするわけじゃないですよ。ちょっと勘違いされていると思うんですけども。

○6番（佐々木 守君） 言葉が悪かったかもしれませんが、議案4号として提案された理由として、先ほど申し上げたように基本条例は4月1日から施行されるわけですね。そうすると、各地区からの企画書とか提案書とか上がってくるでしょうと。それを審議する場がないと困るので急いで提案をされているということだと理解しているんですが、お答えをいただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 佐々木議員、審議会では上がってきたのを審議するわけじゃないんですよ。活動の。

○6番（佐々木 守君） はい、議長の言うことは理解しました。ということは、今、1条から30条までの中で町民から提案されたものをこの審議会では審議しないということですか。

○議長（我妻弘国君） まちづくり推進課長、答弁をお願いします。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） ただいまの議案としてお願いしている審議会は、先ほども申し上げましたとおり、提案制度だったり、実践活動だったり、それを審査するといいま

すか、そういうふうな審議会ではございません。基本的にこの条例に沿っていろんな活動が行われているのか、あるいは行政運営の促進が図られているのか、あるいはこの条文が例えば何年かたつといろいろ変えた方がいいんじゃないか、もっとより進める方法があるんじゃないかとか、そういったことが出てまいるかと思えます。そういったものをここでご審議をいただき提言をいただいた事柄につきまして町長に提出いただき、当然、公表して措置が必要なものについては措置を講じたやつをまた当然、公表すると。それで、この条例に基づいたまちづくりを育てていきたいという観点で設置をされるものでございます。

もう1点、推進センターの提案が出たからそれはどうするんだということになれば、それはアイデアなり、提案なり、実践活動なり、その仕分けの部分については推進センターの機能としては審査会というものを設けてその中でアイデアを、そういう提案を切り捨てるのではなくてすべて生かしたいという観点を持っていますので、ただいろんな事業に取り組んでいったときにこれは町よりも例えば県の方が優遇されるところがあるよとか、そういった事柄も出てまいりますので、それらは推進センターの業務の中で行っていきたいというふうな考え方でございますので、推進センターの仕分けをこの条例の中で行うというふうなことでは考えてございません。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか、再々質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） そうしますと、一般質問でも質問させていただいたんですけれども、やはり4月から提案なり提言なりが上がってくる。支援センターができるまではまちづくり推進課が対応すると、こういうことになっているわけですね。そうすると、やはり行政としてそれがきちっとやられているかどうかと審査する場が必要だということになるんじゃないでしょうか。その辺お答えいただきます。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 議員おっしゃられたことは私どももそのとおりだというふうに考えています。今年度につきましては、先ほどの繰り返しで大変恐縮なんですけれども、「ゆる．ぷら」という場所を活用しながらその中で提案制度なりを受け付けていこうと。当然、「ゆる．ぷら」の中で私どもの方が担当させていただくということで、今年度はそれで実施させていただきたいという観点でございますので、当然、町に持ち帰れば町の中でそういう提案があれば、当然検討させていただき、それに対する返答というものはやっていくというふうな観点で今年度は進めさせていただきたいというふうに考えています。

- 議長（我妻弘国君） 他に質疑ありませんか。9番水戸義裕君。
- 9番（水戸義裕君） 審議委員のさっきの人数割の話ですけれども、学識経験のある者というのはだれが決めるのかなど。そして、3項にある、特に町長が必要と認める人と。例えば学識経験のある方ということで町長がやるのか、公募ではないわけでしょう。そうすると、町長が認める人というのは7名になるのかなと思うんですけれども、この辺はこういう解釈でよろしいのかどうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（菅野敏明君） 学識経験者というふうなたぐいでございます。私どもの方でこの条例づくりで今までいろんな先生方等々にご指導賜ってきた方も非常に大勢おられます。今、だれだれというふうなものは決定はしていないんですけれども、あとは実際に現実にNPOでも学者といいますか、そういう経験を積まれている方も当然おいでになりますので、それらの部分につきましては今後きちんと検討させていただいて、きっちり指導できるような方というふうな考え方でこれから進めていきたいというふうに考えてございます。
- 議長（我妻弘国君） 再質問。
- 9番（水戸義裕君） そういう進め方じゃなくて人数割、さっき出たのでちょっとあれなんですけれども、学識経験者の方も町で任命する、町長がするかどうか、そのほかに3項でまた町長が特に必要と認める人となってくると、町長がやることを悪いと言っているわけじゃないんですけれども人数的にこっちが多くなってくるとはならないですか。そうしたら、公募による住民を3名から4名にふやすとかしたら、町民の方にも深くかかわってもらおうという意味からいったらこっちをふやしてということで、町内でこういうことが話題になるような人数割ということでいいんじゃないかなということで、だれにお願いするかということじゃなくて。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（菅野敏明君） 学識経験者の場合と3号の町長が特に必要と認めた者というふうなことでございますが、3号の場合ですと、先ほど申し上げているような団体なり等々がございます。例えばこれからどういう方がいいのかということになりますので、例えば行政区にお願いするなり推薦をしていただくなり、そういうことも当然視野に入れて考えなければならないと思いますので、町長も一方的にだれだれというふうなことではなくて、そういうふうな考え方でいきたいということです。

それから、町長が合計7名かというお話なんですけど、選択方法が1号、2号、3号では類似しますので人数的にはそのような形になるんですけども、選択方法が異なっているということでございます。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） 同じように選考なんですけれども、公募によるというところで3人を想定しているということなんですけど、仮に5人の応募があったというときに、どこかで選考というか、切り捨てをしなきゃならないわけで、その辺の選考基準みたいなのがありましたら説明をお願いしたいんですけども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 確かに今おっしゃられたようなケースは出てくるというふうにも私の方でも想定してございます。それで、選考方法ということになりますれば、まず一つは応募方法をお示しをするということで、その後、選考方法ということになりますけど、書類等々のまちづくりについての記載事項を書いていただくということも視野に入れているんですけども、それでも多くなったという場合については面接なり抽選なりという方法も加味していきたいというふうに思っていますが、私の方で一方的にお断りということではなくて、今の段階ではいろいろかかわっていただく方々については多くの方々がこの条例にとっては大切な財産でございますので、それらも含めて今後、選考方法の中で詰めていきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより休憩いたします。

13時から再開します。

午前 11時53分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

次の日程に入る前に、先ほどの質疑に対する答弁で訂正の申し出がありますのでこれを許します。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 先ほどの住民自治によるまちづくり基本条例の質疑の中で、私が「学識経験者のたぐい」というふうな不適切な発言を申し上げました。大変申しわけございませんでした。取り下げていただきまして、改めて「学識経験者の皆さん」というふうなことで発言の趣旨を訂正させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

もう1点なのですが、選考の方法がございました。最終的には抽選ということをお願いしましたが、選考方法につきましても今後、これらを含めまして十分に検討してまいりたいということで考えてございます。改めておわびを申し上げさせていただきたいと思っております。どうもすみませんでした。

日程第7 議案第5号 柴田町職員の再任用に関する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第7、議案第5号柴田町職員の再任用に関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第5号柴田町職員の再任用に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本条例は、地方公務員法28条の4の規定に基づき、定年退職者等の再任用に関し必要な事項を定めるものです。

地方公務員の再任用制度につきましては、地方公務員法の一部改正により、平成13年4月1日から施行されておりましたが、今回高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条の規定により、事業主の責務として常時雇用者300人以下の事業所については、平成23年3月31日ま

で継続雇用制度を導入しなければならないことから、この条例を制定するものです。

また、本条例の制定に伴い関連する条例8本の一部改正を行うものでございます。

あわせて、労働基準法の改正に伴う時間外勤務代休時間の新設等所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 詳細の説明をさせていただきたいと思います。

議案書5号になります、13ページからになりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

初めに、今回の条例制定の趣旨等について、町長が若干申し上げましたが申し上げさせていただきます。本条例につきましては高齢者等の雇用の安定等に関する法律というのがございまして、それで定年の定めをしている、いわゆる定年を定めている事業所、役場もそうですし、民間の企業もそうでございます、定年を定めている事業所は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するために、今から申し上げますが、次の各号にかかげる措置のいずれかを公示しなければならないという法律が制定されてございます。

まず、1点目は定年制を廃止するか、もう一つは定年制の年齢の引き上げ、もう一つは今回条例で出しておりますが継続雇用制度の導入ということ、この三つをやらなければならないとされてございます。これは法律でそうなっている。

それを受けまして、先ほど町長が地方公務員法何条というふうなことを申し上げましたが、これに基づいて地方公務員法の改正が行われたということをもまずはご理解をさせていただきたいと思います。

では、三つのうち、どれを採用するかということで、公務員においては民間企業における定年の動向、それから公務部門における人事管理、業務の実態からすると、公務員の定年を延長することは適当ではない、定年は定年として60歳定年で扱うべきだと。これは地方公務員法の考え方でございます。民間との均衡を失するという考え方でとらえてございます。そのために再任用制度を、要するに弾力化することによってそれに対処することとするというふうな地方公務員法の考え方でございます。それに基づいて町として条例を今回上程させていただいたということをもまずはご理解願ひたいと思います。

それから、宮城県内でこの条例を制定していないのは蔵王町と柴田町のみでございます。

それから、宮城県内で制定していますので、この条例を使って再任用している市町村は現在までございません。県庁は再任用しているようでございますがほかの市町村については再任用はこの条例を持っていても施行していない。今の時期的なものがあるというふうに判断されているところでございます。

そういうことでございますので、まず初めにそういった形を申し上げてお願いします。

先ほど町長もお話ししましたが、本法律では平成21年3月31日までに基準を定めなさいと本当はそうなっているんです。でも、21年3月31日はとっくに過ぎてはいますが、常時雇用する労働者の数、300人以下の企業にあっては23年3月31日まで、ですから、来年の3月31日まで定めればよいという形になってございますが、柴田町としては一番最後にはなりたくないの今回の議会に上程させていただくというふうに考えてございました。現在、職員数につきましては299人ということで、300人を切っておりますので平成21年4月1日で299人であったために23年3月31日ということでご理解願いたいと思います。

それから、この条例の制定に伴いまして関連条例の一部改正、関連条例で8本の条例を附則で改正するようになってございますのでそれもあわせてご説明させていただきたいと思えます。

そのほかに関連条例の中で文言の整理なりをすることと、あと時間外勤務の支給率の改定がございました。それもあわせて、それから今、災害がいろいろありまして災害派遣もしてございますが、災害派遣手当の支給ということもありますのでそういったもの、それから労働基準法改正によって職員の時間外勤務が月60時間を超えた場合について率の改定がされていますので、あわせて改定をしております。その都度、分けながらご説明をきちっとさせていただきますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、第1条、趣旨でございます。この条例は地方公務員法及び地方公務員法の一部改正する法律に基づきまして、職員の再任用に関し必要な事項を定めるとしてございます。

2条でございますが、定年退職者に準ずる者ということですが、60歳定年退職者と同等に取り扱われる者として記述してございます。

1号でございますが、25年以上勤務して5年を経過するまでの間にある者ということでございます。すなわち60歳定年退職でなくても25年勤務して、例えば56歳で退職した場合、60歳になった時点から再任用できますよということを定めてございます。

2号につきましては、前号に該当する者として再任用されたことがある者ということで、こ

れは一度再任用された職員であっても再度再任用職員として雇用することができることを規定するものでございます。

第3条、任期の更新ということでございます。任期は地方公務員法により1年と規定されてございます。あくまでも1年更新となります。更新する場合につきましては勤務実績が良好がある場合であって、当該職員も更新に同意する場合を規定するものでございます。勤務実績の良好の基準ということになりますが、これにつきましては柴田町では勤務評定を行っておりますのでそれに基づき良好であるかどうかということ判断することでご理解願いたいと思います。

14ページになりますが、第4条、任期の末日でございますが、当事者が65歳に達する年度までとするものでございます。

それから、附則、施行日でございますが、平成22年4月1日から施行するということでございます。

2項、3項でございます。任期の末日に関する特例でございます。

これにつきましては第2項では職員の退職共済年金支給年齢が退職年度によって異なります。このことによりましてこれまで退職した職員の再任用が22年4月1日から25年3月31日までの期間に行われた場合につきましては、任用末日の年齢を64歳までとするものでございます。

第3項でございますが、地方自治法によりましてこの該当は消防署、病院、一部事務組合で中核病院のことでございますが、消防署とか病院、一部事務組合を構成する地方公共団体の職員も柴田町で再任用することができるので地方自治法でなっておりますので、当該職員、消防署の職員にありましては、65歳に達する前に退職共済年金を請求することができることになってございます。そのために第3項の特例を設けているものでございます。年齢によって62年、63年、64年という形で段階を追って、ですから、年金をもらうまでというような考え方で年齢を引いておりますのでご理解を願いたいと思います。

次に、関連条例の一部改正をご説明させていただきたいと思います。

初めに、附則第4項、柴田町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第1条、趣旨につきましては文言の整理ということになります。

それから、中段でございますが、企業職員は別に規定がございませんので一般職員から企業職員を除くというような内容でございます。

第4条は文言の整理ということでさせていただきます。

第5条につきましては初任給、昇格、昇給等の基準ということになります。第11項であります。これは再任用職員と育児休業に係る短時間勤務職員を、給料表で再任用職員としまして、給料表の欄がございます。その表示を再任用職員というような形で給料の月額ということを変更ということになってございます。

第5条の2、次ページになりますが、ここでは再任用職員は短時間勤務を可能とし、再任用短時間勤務職員と表記するものでございます。通常はフルタイムという形になりますが、勤務の状況とか雇用主側、役場の方が毎日フルタイムは要らないという判断とか、本人とも話をしながら短時間勤務を可能とするということでございます。5条の2はそういうことでございます。

10条の2、地域手当でございます。次ページに第12条、給与の減額でございますが、これら条文の整理であります。ちなみに地域手当でございますが柴田町では地域手当の支給は行っておりませんが、一応表中に整理してございます。

第13条、時間外勤務でございます。新たに第2項としまして再任用職員であっても時間外勤務手当を支給することを追加するものでございます。

次ページの第5項、第6項でございますが、先ほどもお話ししましたが、再任用職員に係る改正ではございません。これは再任用からちょっと切り離して頭を切りかえていただきたいと思うんですが、前段で申し上げました職員の時間外勤務が月60時間を超えた場合に支給しなければならない支給率の改正でございます。ちなみに平日の支給率につきましては100分の125、土曜日につきましては100分の135になってございます。それをすべて100分の150に改正になります。平日の夜間、10時以降になりますが、これにつきましては100分の150となっております。土曜日深夜につきましては100分の160になってございますが、これは両方とも100分の175を支給すると。要するに60時間を超えた場合は100分の25ぐらいの支給率のアップという形になります。また今回の今言った25%の増額となる支給率にかえてその支給率に見合った代休をとることができるという改正もしてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

第18条、期末手当でございます。再任用職員にあつては一般職員、一般職員につきましては6月支給の期末手当、100分の125が支給されておりますが、これにつきましては100分の65の支給がされます。ですから、再任用職員にあつても期末手当は支給されますよと。それにつ

いては100分の65ですよということでございます。12月期でございますが、これにつきましては職員は100分の150が支給率になりますが、これにつきましても100分の85というふうな形の中で支給しますということでございます。

19条、勤勉手当、これも支給しますということでございます。勤勉手当につきましても再任用の勤勉手当を規定するものでございます。第19条第2項を号立てにしまして第2号で再任用職員の勤勉手当の支給率を規定しているものでございます。職員が100分の70に対しまして100分の35、半分ですか、とするものでございます。

次ページ、第20条、通勤手当の支給に関する規定でございます。通勤手当は職員と同様に支給するということになります。

次に、第20条の2でございます。これもまた再任用と異なります。災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当ということの規定でございます。災害基本法に基づきまして国または地方公共団体から派遣された職員が宿泊を伴う場合に手当を支給するものでございます。金額は最高限度額6,620円とし、これは6,620円というのは全国的なものでありましてそれに合わせた形で6,620円ということ規定させていただきました。

それから、第20条の3、特定の職員についての適用除外ということでございます。これは再任用の関係です。再任用の職員については扶養手当は支給しないということになります。

21条、臨時または非常勤職員の給与、それから第23条の2、単純労務職員の給与の種類及び基準につきましては、別途規定しているために再任用の短時間勤務職員を除くという形で除いてございます。

次に、22ページになります。給与表、行政給料表でございます。第5条の第11項において再任用職員と育児休業等に係る職員を再任用職員と定義しているために行政給料表の職員の区分を再任用職員とそれ以外の職員、それ以外の職員は再任用職員以外の職員、これは私どもの一般職員のことを指しますし、再任用職員というのは育児休暇と再任用職員を指すということにご理解を願いたいと思います。

第5項、柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部改正でございます。

第6項、同じく議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、次ページになりますが、第7項、柴田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正、これにつきましては地方公務員法において一般職は特別職以外の職とするという定めがございます。そのために一般職に再任用職員も条例では入りますので、そこから一般職員が

ら再任用職員を除き、通常の我々と同じような形の中で特別職は支給しますということで、従来の形になってございます。再任用職員というのが出てきたためにそれを一たん除かないとまずいということで、この中で今の部分を削除するための条文の改正というふうになります。

24ページ、第8項、柴田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正でございます。第1条、目的は文言の整理と第1条第2項は、特殊勤務手当は給料表に組み入れず規則で定めているため、この条文は必要ないことから削除をするものでございます。任用とは関係なく条文の整理ということでご理解願いたいと思います。

第7条の2、短時間勤務職員等の手当の額でございます。再任用短時間勤務職員及び一時短時間勤務職員にあっても、特殊勤務手当を支給するという規定でございます。

第9項、柴田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございますが、25ページ、26ページになりますが、任用職員の給与、手当を支給する規定と扶養手当、住居手当、退職手当等は支給しませんということを規定してございます。

26ページ、27ページになりますが、第10項柴田町職員の定年等に関する条例の一部改正でございます。これにつきましては柴田町職員の定年等に関する条例が、これは60年の3月31日に施行されたわけでございます。この中にも第5条で定年退職者の再任用というのほうたわれてございます。施行の日から特例措置としてうたっているものでございまして、特に柴田町としてはこの部分につきましては運用していないということでございますが、今回改めて規定をきちっとしましたので、この条文の特例措置を削除するというところでございます。

28ページになります。11項の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。第2条第3項、再任用の短時間勤務職員、先ほどもお話ししましたけれども、再任用職員については短時間勤務ができますよと。短時間勤務につきましては週15時間30分から31時間までの範囲において短時間勤務をさせることができますよということでございます。すなわち1週間に2日から4日で短時間勤務をさせることができますよと。私どもは38時間45分の勤務でございますが、フルタイムで再任用職員を使うということであれば38時間45分使うということもできますけれども、くどいようでございますが短時間勤務もできますよということの条文でございます。

第3条、第4条につきましては、週休日及び勤務時間の割り振りでございます。再任用短時間職員を規定するものでございます。例えば保育士とか学習センター、勤務時間が違いま

す。そういった部分の対応ということでご理解願いたいと思います。

第7条、通常の勤務場所を離れて、これは短時間勤務職員ではございません。災害派遣なりあと研修とかございますが、通常の勤務場所を離れて勤務する職員の勤務時間、これにつきましては災害派遣とか研修等にあっても職員は勤務時間とみなしますよということで、これを再任用ではございませんがきちっと条文を整理させていただいたということでご理解願いたいと思います。

第8条の4、時間外勤務代休時間、これにつきましては先ほどもお話ししましたけれども、柴田町職員の給与に関する一部改正で13条第5項第6項でご説明しました。1カ月において60時間を超える勤務時間の支給率をご説明させていただきましたが、その超えた分を代休扱いすることができるようにする規定でございます。

以降、第10条、休日の代休、第12条、年次有給休暇、第18条、非常勤職員の勤務時間、休暇等は再任用短時間勤務職員の規定を加えるものでございます。

取り急ぎになりましたけれども、ひとつご理解願いたいというふうにお問い合わせまして、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**質疑に当たっては何ページ何条と示して行ってください。質疑ありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） この条例制定するに当たりまして、まず基本的な考え方をお伺いしたいんですが、いろんな地方公務員法とか、あるいは民間にあっては労働基準法とかの法令に基づいて自治体では条例化するという事なんですけれども、根本的に高齢者の雇用の安定というのが背景になっていると思うんですけれども、今、若い人が職がなくて困っているような時代でもありますし、またこの間の議論ではないんですが、公務員が優遇されているというふうな一般の町民の考え方も一方ではある中で、何かわざわざこういう形でさらに定年になった後も公務員を再任用するというのは、ちょっと考え方としていかなものかなというのがあると思うんです。こういうことが法的にも高齢者の雇用の安定化を図りなさいということがあるということは、年金制度がどんどん悪化していくといいますか、支給年齢がどんどん下がっている中で、今までは私たちの場合は60歳ぐらいで年金が支給されていたものがどんどん下がって行って65歳とか、将来は70歳ぐらいにならないと支給されないみたいな話もありますよね。公務員の今現在と将来にわたっての年金、共済年金が知りませんが、あと基本年金の部分とどういうふうな年金支給年齢がなっていくのか、その辺、わかれ

ば教えていただきたいと思ひます。

それから、柴田町はどんどん職員の人数が減ってきています。さらに来年あたりから大幅な人員が減るといふ話になっているようでございますが、このまま、どんどん減っていつ、今でさえ予定よりもかなり少ない人数になってきて大変になっているわけなんですけれども、これが来年、再来年、ここ四、五年ぐらいの間、どのくらい人数が減っていくのか。そうした場合にこの任用制度を採用してどうしても今の職員の技能とか能力とかスキルとかを利用しないとやっていけなくなるんじゃないかという懸念も私にはあるんですが、そうなった場合にこの再任用制度といふのを積極的に利用してこれを採用する可能性が出てくるんじゃないかと思ひますが、その辺、どのように考えているのかということをお願いしたいと思ひます。

それから、再任用で実際採用するとなった場合に、給与といひますか、いろいろ細かい規定があるようなんですけれども、現職時代の、あるいは退職時点の給与といふか、所得よりも何割減ぐらいの感で再任用されるようになるのか、その辺、もし試算しているのであればお尋ねしたいと思ひます。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。3点お願いします。

○総務課長（村上正広君） 議員お話しのように、現時点ではやはり社会情勢なり経済情勢の中で再任用というよりも、若い職員、新規職員を採用していくというような方向性で町としては考えてございます。ただ、議員おっしゃったように、職員の年金の状況なんですけれども、最後の方だけ申し上げますが、昭和36年4月2日以降生まれの職員につきましては、もう65歳からしか年金は支給されないというふうになります。最後の結論だけ、毎年28年の4月2日生まれから30年の4月1日生まれの方とか、それは61歳からもらえますよ、30年生まれの方は62歳から、32年生まれの方は63歳、34年生まれの方は64歳、今お話しした36年生まれの方は65歳からということで、その生年月日の職員については段階的になって、最終的には36年生まれの職員については65歳からしかもらえないと。そうした場合、60歳で退職というふうになって65歳まで年金も何ももらえないという状況が発生します。そういった場合にもこういった再任用という形で、法律がそうなっていますのでその時点では対応していかなければならないとは考えますが、繰り返しになって申しわけありませんが、現時点では社会情勢なり経済情勢の中でこの任用制度を早急に使うという形には考えてございません。

それから、職員数の考え方でございます。議員ご心配していただいてありがとうございます。

す。職員につきましては、今後、12人、15人、17人、最高で20人、一気に職員がやめていきます。そういった場合に当然、定年退職60歳でやめるわけなんで、20人やめるといって極端な話、ここにいるメンバーから20人、次の年はスポッといなくなるということになりますので、そういった形になった場合に、やはりいろんな技術的な面、若い職員では補えない部分、そういうことが出てこようかとは思いますが。行政側で二、三人は再任用しなければならないという判断を町長がした場合、議会とも十分にご相談させていただきながらこの条例の施行については慎重に取り扱っていきたいというふうに思います。

財政再建のシミュレーションでは10年間で70人という削減を掲げていました。今、総務課の方で職員の定数管理をやらせていただきまして、やっぱり70人の削減はできないと考えてございます。およそ40人ぐらいの削減で持っていくという考え方でございます。

その40人をどういうふうに削減するんだということでございますけれども、今議会の一般質問でもありましたように、やっぱり委託しなくちゃいけないという考え方になろうかと思えます。今、ほかの市町村でもやっておりますように、窓口の委託等、今考えられるのは窓口の発行業務の委託等、あと水道関係の窓口の取り扱い等々については委託をしているところもありますのでこれは22年度中に検討させていただいて委託をしていくと。それから言っているのかどうかあれなんですけれども、マイクロバスとか運転とか児童館とかの送迎ありますよね。ああいった形のを委託していくという形の削減、当然、課につきましてもそのままというわけにはいきませんので、町長の政策の中で必要な部分の課につきましては削減しない、当然プラスしていく、それから現状維持なり若干の間、1人でやっていただくというような状況下にもなろうかと思えますので、今後、ご相談をいろいろとさせていただきながら情報提供しながら議会と進めさせていただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

最後に、給与はどのくらいだということでございます。60歳定年ということになりますと、大体が40万円、40何万の金額になります。おおよそその半額、これを施行した後に規則できちんと決めていきますが、その中で今考えているのは、給与の半分ぐらいにならざるを得ないのかなど。これにつきましても先ほど言いましたように、60歳から65歳までまるっきり36年生まれの方はもらえないということになりますのでその半額でいいのかという考え方もありますが、今後の課題ということでもよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○11番（大坂三男君） 今現在、役場職員として定年になって、一たん間を置いたかどうかわかりませんが、嘱託なり臨時なりで採用されている方、多分いると思うんですが、確認なんです、おられますでしょうか。その場合にこの条例が通って再任用制度というのが使えるということになった場合に、その方の身分的なものとか、今、その方が、例えば時間外勤務手当とか通勤手当とか期末手当、そういうものをもらっているかどうかわかりませんが、その辺がどういうふうに変わっていくのか、制度としてはそういうふうになるということだと思えますけれども、もしあればその方がどうなるのかお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 今、22年4月1日から2人います。その方については、ご案内のとおり、財政再建の中で早期退職をし、ご協力をいただいたということで、その内規の中で60歳に達するまでは給与を半分出しますよと。60歳に達したらば16万円ですよということになってございます。2人も大体60歳になると思うので来年からは16万円で、今までは半分という形にとらせていただいて、これは財政再建の中で取り決めたこととございますのでそういう形をとらせていただいていると。ただ、今回の再任用、これとはまた違う考え方を持ってございまして、今いる方の2人、4月1日からまた2人継続するわけですが、その方を今回条例通ったからといって再任用に当てはめてボーナスも出す、手当も出す、何も出すということとはしません。大変申しわけないんですけれども今までどおり、60歳を超しますので16万円で採用させていただくと。保険についても国民健康保険に入っているし、ボーナスもございませんし、大変心苦しかったんですけれどもそういった形で、こことは切り離して採用させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 提案理由の中に、平成23年3月31日まで継続雇用制度を導入しなければならぬことから本条例を制定するものとありますけれども、つまり今回この条例を制定するという事は、柴田町は課長の説明あった65歳まで安定した雇用を図るためには三つの方法があると。最後に継続雇用制度ということがあったわけですね。柴田町としては継続雇用制度を導入すると。例えばそうしますと、国の基準なんかでどうなるんでしょうかね。継続雇用制度で職員の何%は60歳以上の職員、社員がいなければならないとか、そういう基準があるのかどうかということの一つ確認したい。

あとは先ほどから質問出ているように、財政再建プランということで職員の定数削減というのを図ってきている中で、逆に継続雇用制度を導入すれば、60歳以上の方をふやさなくちゃいけないという方向ですね、片方では。町の今までの方針は職員を減らすという方向だったけれども、この継続雇用制度を導入するために60歳以上の人をふやさなくちゃいけない、矛盾と言うのもおかしいですけども、その辺の関連がどうなっているか。

最後にお聞きしたいのは、これまでも嘱託ということで役場を60歳で定年をやめられた方が水道関係なんかにお勤めになっておられるかと思うんですね、ほかにもいたと思うんですけども、嘱託ということはどうなるんでしょうか。今、給料がどうかと言いましたけれども、再任用職員という位置づけというんでしょうか、職員は職員だと。あくまでも公務員であると。給料につきましては細かく書いてありますけれども、今まで役場OBの方で嘱託となっていたなんかとの違いというのはどういうことなのかお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 1点目の60歳以上再任用で何人か基準があつて縛りがあるのかということでございますが、これは法的には縛りはございません。特に再任用をする、しない、何人するというのは町の考え方で進めさせていただくというふうにご理解願いたいと思います。

それから、議員おっしゃるように、再任用すれば職員が、当然職員数にカウントなりますので職員がふえるんじゃないかと。再任用すれば当然、職員はふえるということでございますが、先ほど来、お話ししておりますように、今の社会状況なり経済状況の中で再任用職員を条例が通ったからすぐしていくということは、これは考えてございませんのでよろしく願いたいと思います。

それから、3点目の嘱託職員でございますが、嘱託職員につきましては考え方としてこの人の技術、能力、経験とかが町が必要だと。そういった場合は、言葉が悪いんですけども指名してその人に来ていただくというような考え方で、それは嘱託という形の中で対応させていただいております。保育所とかは長いんですけども短時間勤務なり、短時間勤務という誤解されるんですけども、アルバイトとか、あと児童館とか保育所に今50人から来ておりますけれども、そういった方は不特定多数の方から公募して来ていただいておりますので、その方につきましては非常勤ということで時間当たりの賃金という形の考え方でさせていただいておりますので、特に再任用職員と今の嘱託とは切り離して考え、切り離して今後

も雇用していくという考え方でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○11番（大坂三男君） 今の答弁で、もしも再任用された人がいたとして肩書というんでしょうか、今まではどっちかという経験あるOBの方だと嘱託というふうに決めているんですけども、再任用職員とした場合に肩書というのか、現場の方だと主任とか、そういうOBの方の場合は嘱託というのがあるようですけども、再任用職員となった場合はどういう位置づけというのか、肩書というのか、あれになるんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 一般的には一般職員ということで取り扱いを考えてございます。ただ、特殊な勤務、特殊な勤務というとなれなんですけれども、一つの例を言えば歴史文化にたけていた職員が、やはりあと1年2年、後輩のあれで助けてくれないかということで再任用という形をお願いした場合、やはりその館長とか何かというのはケース・バイ・ケースになりますが、原則的には一般職員ということで取り扱いをさせていただくという考え方で

○議長（我妻弘国君） よろしいですか、ほかに質疑ありませんか。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） そうしますと、希望者全員を雇用するということはないと。あくまでも町の財政が第一で、例えば今年度は5人なら5人と決めたら、ただその人が5年間であれば毎年更新になる可能性もあって、例えば今年、5人、来年も5人というふうにしていくとふえていって、多いと20人、30人ということもあり得るということですよ。その確認。

それから、希望者が多い場合の選定方法というんですが、結局絞らなければならないとかなり難しいことだろうと思うんですが、そういう場合はあくまでも仕事優先なのか、経済的なことも含めその立場を優先するのか、そういうことも考えてはいるんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 答弁いたします。現時点でそこまで基準をきちっと決めているわけではございません。ただ、雇用する場合については議員ご案内のとおり、1年更新という契約になりますので、1年終わった時点で更新するかしないかは雇用主側の判断になるかと思えますし、あと希望が多い場合ということになりますけれども、例えばことし、12人退職しますという場合に、やはり町の方がこの部署、この部署にたけている職員については再任

用で受けてくれないかという声をかけて、本人がわかりました、いいですよということであれば再任用していくということで、12人やめるから12人が私を残してくれという形になっても、これは町とそちらの兼ね合いもありますので町の考え方が優先するというふうに私は思っておりますので、今後、そういった基準を明確にしていかなければならないというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号、柴田町職員の再任用に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 行政区長等の報酬等に関する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第8、議案第6号行政区長等の報酬等に関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第6号行政区長等の報酬等に関する条例についての提案理由を申し上げます。

現在、行政区長及び副行政区長の報酬等につきましては、特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の中で規定しております。

今回、行政区長等の業務内容及び報酬の見直しを行ったことにより、行政区長等の報酬の算出内容を明確にするとともに、これまで規定していなかった区長職務代理者の報酬の額等につきましても規定するため、行政区長等の報酬等に関し新たな条例として制定するものでございます。

これに伴い特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正も行うものでござ

ざいます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 詳細説明をさせていただきたいと思います。

33ページ、議案第6号になります。そちらの方をごらんいただきたいと思います。初めに、現在、行政区長の報酬につきましては、特別職の非常勤の報酬及び費用弁償に関する条例というものの中で規定してございました。他の自治体では単独条例により報酬等を規定しているところもございまして、今回行政区長の報酬改正に伴い柴田町においても単独条例を制定するというものでございます。

また、今回の行政区長報酬額の改定に当たりましては、行政区長の業務量の軽減と地域活性化を図ることを前提とした見直しを再三行いまして協議を行いまして、それに見合った報酬額とするものでございます。

現在の報酬額につきましては、基本給が月額4万6,800円でございます。公文書、広報紙等の配布を初め、区民の要望、各種調査等の取りまとめなどを考えまして、世帯当たり月171円という計算、地域級1級から5級まで地域差があるということで7,000円から2万800円を支給させていただいているところでございます。公文書、いわゆる信書と言われるものにつきましては原則すべて郵送扱いということで行政区長の業務量の軽減を図ると。それから広報紙等の配布につきましては行政区に委託することとしましてその削減を図る。そのため行政区長の報酬からそれに見合った額を削減させていただきまして基本給にあっても今回積算根拠を明確にしております。

条例の中身でございますが、第1条、目的でございます。行政区長、副区長、職務代理者の報酬等を定めますよということでございます。

第2条、区長等の報酬の額でございますが、別表第1のとおりとするということになってございます。35ページの別表第1、第2条、第5条関係ということで、今第2条やっているんですが第5条もあわせてここの別表を説明させていただきたいと思います。基本給につきましては、行政区長、年額56万4,630円ということで、月に直しますと4万7,000円でございます。副区長につきましては年間47万4,150円としまして、月に直しますと3万9,500円でございます。

その積算の根拠でございます。これまでの行政区長の仕事の内容等を参考に年間の実稼働

時間を想定しました。それに基づきまして報酬額の基準という考え方を持ちました。これにつきましましては、例えば会議への出席、年間24時間ということで、年6回開催される区長会議とかありますので1回4時間程度、半日でやっていますので6回程度ということで24時間という積算の方法、苦情処理等が区長さん、地域のことを見回ったりして苦情処理ということがあります。これについては毎日1時間程度の対応ということで365時間とか、その他週5時間程度、いろいろな地域の、例えば公園の落ち葉を人目悪いから掃除したり、今度は桜祭りあるから区内をきれいにするとか、区長さんのその他の事項ということでいろいろあると思いますが、それらを260時間、週5時間程度ということで計算しまして年間649時間と考えました。

副区長に当たりましては、会議の出席、苦情処理等、区長と同じということでございますが、その他地区の取りまとめとか、そういったことについては正区長がいるのでその分は、例えば行政委託事業として敬老会、公園管理等々ということがありますが、区長とは異なるというご意見が区長会でもありました。それで、区長の約6割ということで545時間ということで計算させていただきました。

それから、時間単価でございます。1時間当たりの単価をどうやったかということでございますが、これは前にも特別職の報酬、日額6,700円と条例で基準があります。それを割り返して大体1時間当たり870円ということに逆算させていただきました。条例委員の報酬が6,700円だったものですからそれを割り返しさせていただいて870円という時間割りにしました。

それから、地域支援給というものでありますが、地域の活性化や地域の現状、災害の対応とか、公共施設の管理状況、それから地域の巡回訪問なり情報収集なりという任務の対価として地域支援という形の中で考えてございます。これら地域支援の根拠でございますが、全行政区共通として週2時間程度を見ました。それから、世帯割につきまして50世帯を基準にしまして50世帯で1時間程度、それから50世帯を超える20世帯ごとに15時間という形でやりました。人口割も同じように人口200人以下とか200人を超えるものについては50人ごとに5時間とかというふうな形でした。それから地域支援につきましては、今までは5級まであったんですが1級から3級までということで、これは地域の広さ、面積が広いところについては災害だ、がけ崩れ、何だかんだという情報を提供するためにはぐるぐる回らなくてならないし、そういったこともありますので面積要件ということで1級から3級、40時間、93時間、194時間という形の開きをさせていただいてきました。

ただいま説明させていただきましたおのおのの時間数でございます。これにつきましましては前

段で説明させていただきましたとおり、行政区長の今までの業務の内容等を参考に年間の実稼働時間を想定してございますが、明確な稼働時間の根拠があるわけではございません。はっきり申し上げまして稼働時間の根拠が難しく再三の行政区長との協議の中でご理解をいただきながら、こちらとしては区長さんの実情、大体1日何時間だよと、こういうこともあるよ、ああいうこともあるよ、大体何時間だねと。そういうようなことで決めさせていただいたことをご理解願いたいと思います。

ちょっと長くなったんですが、33ページにお戻り願いたいと思います。

3条、区長等の報酬の支給方法でございますが、年額報酬ということでご案内させていただきました。ただ、これにつきましては12分の1ということで月額で支給することにしますので毎月支給されます。端数が生じた場合は年度末で精算調整するというのでございます。また、途中で区長が交代した場合、区長及び職務代理者の報酬は日割りで計算するとなります。当然でございますが、何月の10日に前の区長がおやめになって11日から職務代理者がそこに当たるということになれば、日割りで割り振りして支給しますということでございます。

第4条、世帯数及び人口の基準、世帯数と人口はどういうふうにするのかということなんです。前年の9月末日、住民基本台帳の人口世帯というふうにするものでございます。これは議員ご案内のとおり、一番人口の動きが少ないのが10月1日ということで、来年も国勢調査は10月1日基準ということでそこで10月というのを出していますので、いろんなものを使う場合については3月末日と10月1日現在ということになってございますので、ご理解願いたいと思います。

第5条、出席費用弁償等でございますが、これは従来どおり会議出席費用弁償等は1回500円ということで、これは条例委員と同じ500円という形でございます。

旅費等につきましては、何かで区長さんに一緒に出張していただくとか、研修していただくとかいろんな出張があると思いますけれども、それにつきましては一般職員の例によるということで、一般職員と同等の旅費支給、当然、県内は職員も支給されていませんので行政区長も支給されないということになるかと思えます。

第6条、職務代理者の報酬の額等でございます。当然ではございますが、職務代理者が区長及び副区長の代理をする場合は報酬を支給するものでございます。支給額につきましては月額で4万7,000円ということで、これも日割りで計算して、1カ月とか2カ月で区長が復帰するということではいいんですけれども、交代するとなれば、年額と切りかえてまた計算して

支給しますけれども、一応月で4万7,000円というふうに決めました。

附則、この条例は平成22年4月1日から施行するというので、第2項で特別職の非常勤の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を附則で行うものでございます。改正前では行政区長の報酬等を別表第2で規定していましたが、今回、単独条例を規定するに当たりまして別表第2を削除いたしまして、従来の別表第1から第4までを、第1から第3までというふうにするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。13番佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） この基準、細かいやつからすれば、私はよくトータルで行革のときには論議したんですが、今となってはどのくらい総体的に見ると、直すことによって柴田町としてどのくらい金がマイナスになるのかプラスになるのか、まずそれが1点。

2番目は、職務代理者で報酬月額で出してたんでしょうか。この職務代理者につきましては、前にも一般質問で規約でちゃんと決めてくれと町長に話をしてみましたが、この辺がわからないし、職務代理者というのは仕事の内容も多分出ていなかった気がするのね。私も行革やったときに調べたやつなんでちょっと記憶が定かでないの、その辺、お願いいたします。

それから、これから外れていますが町からの配布物と県の配布物と、これはまるっきり今までどおり区長さんたちにやってもらうものか、それとも行政区に指定管理者みたいな形で委託するものかどうなのか、その辺をお聞かせいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 1点目の予算でございます。ふえるのか減るのかということで、結果的にはふえます。なぜかといいますと、信書の郵送という形になりまして、今まで区長さんをお願いしていましたよね、個人あて文書とかそういうものは原則、ということは前にお話ししたと思うんですが納税組合とか医療関係とかいろいろあるのでそちらは除きますけれども、原則郵送となりますので、こちらが1,000万強のプラスの支出が出ます。行政区長さんの報酬から信書の配達分については何時間ぐらいなんでそれをカットしますよ、行政区長さんが今まで広報紙とか配布していたやつは区に委託しますのでその分のお金は区の方に行きますのでそれをカットしますと若干の相殺はあるんですが、ふえるということでございます。

それから、職務代理者につきましては今まで出してごさいませんでした。ですから、今回職務代理者につきましてはきちっと金額を出して支払うべきだということで積算の中に条文で明確にしてごさいました。

広域とかいろんな病院の広報とかごさいます。これにつきましてはすべて行政区の方に委託するという形になります。これの1部何ぼでございましてこれは町が支払うという形になります。県の広報紙でございまして県から幾らか来ますのでそれはいいんですけども、あと広域とか一部事務組合を構成する市町村、ここは出資していますので構成市町として負担金を払っていますのでそちらからお金を取るということではなくて、2市7町、すべて広域の広報の配達については広域からお金をもらっていませんのでそれらについては行政区長さんをお願いして取り扱っていただくということにさせていただきます。

○議長（我妻弘国君） 再質問。

○13番（佐藤輝雄君） 職務代理者に報酬月額4万7,000円という金額は、行政区長と比べてみても、行政区長につきましては世帯割、人口割、面積割ということでプラスアルファで行くわけですが、職務代理者につきましては純然たる職務代理者だけの報酬月額、こういうふうになっているわけですが、仕事の内容がどういうふうな仕事の内容でこの金額が出てきたのか、職務代理者としての仕事がわからなくて出てきている。それから、今から3年、本当はことしが町長が前から言っているように総括支援のような、範囲はどうなるかわかりませんが、そこに区か自治会になるかわかりませんがそこに一応お金を渡すんだと、ほかではやっていたね、丸森町でも角田市でもやっているわけですが、そういうふうにやりたいというやつが、ほかはやっている。そして柴田町はことしからやるというふうになっていたやつが、なぜ今変えてこの次の3年後をねらうのか、政治的な発想がわからないのでその辺までお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 1点目の、私の最初の説明の仕方が悪かったので訂正も含めて今の質問の答弁もあわせてさせていただきたいと思うんですが、職務代理者を指定していただきますよね。ただ、その時点では報酬は発生しません。要するに職務代理者が区長にかわって職務を行った場合は支給して、今までもそういうふうには支給していましたが、今後もそういう形で支給します。ですから、職務代理者を置いてください。区でこの人が職務代理者ですよとしたときは登録されているだけというふうにご理解願いたいと思います。区長が何かあ

った場合については、その職務代理したときは当然、その時間日時によって半月なら半月については報酬を支払うという形でご理解してもらっていたのかなと思いますが、再度、そういうふうに確認させていただきます。例えば行政区長さんが何かご都合で病気とかいろんな面で、あと出かけるというので10日とか1カ月間、職務代理者の方に頼むということになれば、職務代理者がそこに入りますので行政区長と同等の仕事内容ということでご理解していただければというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 全部政治に絡められるのでそうでないということをお話ししておかないと誤解を生みますのでお話をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、ここの議会でも議論になりましたけれども、行政区長と自治会長の違いというのを議論させていただきました。あくまでも行政区長は7項目の事業をやっていると。ところが、行政区長さんの役割が町から指定している一番は文書、広報紙等の配布、行政上の取りまとめという配布の問題が地域の中でばらばらになってきていると。ここは行政改革の中できちっと整理しなきゃいけないということになりましたので、大きな改革の中で町からの文書広報、原則として信書類は郵送にすると。これは区長からの要望がありましたのでそうさせていただきました。

それから、やはり実際に配布している人、班長さんでやっているところはございます。それは行政区に配布は委託すると。委託するものですからその委託されたところが区長さんが配布しようが、班長さんが配布しようが、それは自治会で決定してくださいというふうに改革をさせていただきました。本来であれば、町長は行政区長と自治会長さんは一元化をしたいという提案を申し上げましたけれども、いろいろ区長さんと議論した結果、まだ時期尚早であるということなので、今回は先ほど言った業務内容の見直しに終わったということです。将来、平成25年度までに行政区長と自治会長の一元化につきまして継続して議論していきましようということに落ち着いたところでございます。私としては、これまでの行政区長さんが本来の趣旨とかけ離れてきておりましたので、やっぱり行政区長さんは地域の選ばれた代表として地域のまとまりに積極的にかかわっていく、それを行政として応援した方がいいのではないかというふうに思っております。それに呼応しまして国の方でも集落支援員制度というものを設けております。ですから、柴田町としては、その集落支援制度を一部国に訴えまして認めていただくよう交渉して認められつつございます。

それから、今回の行財政改革によりまして新たなコミュニティの助成金というものを創設をさせていただいたと思っております。ですから、一括交付金まではまだ受ける方側が混乱するということだったものですから、区長さんの意見を取り入れて今回は新たなコミュニティ助成金を創設して配っているということでございます。以上が概要でございます。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） 職務代理者の件については、当然、職務代理者は区長を含む行政区長に何か事故あった場合になるというだけであって、なれば当然、金をもらうのは当たり前であってそれと別なのかなと思ったんで、ここに出てきたから紛らわしかったんですが、それが一つ。

職務代理者が、前にも言いましたが、30区の場合には約2年何カ月も職務代理者が決まっていなかったと。つまり職務代理者はその区長さんの名前が出たと同時に職務代理者はくっついて出るわけですから、それでなければ代理じゃありませんので、それが2年何カ月、10カ月ぐらいかな、それがなかったのね。そのときに今度は決めますという話はあったのでその辺は決まったのかどうなのか、きちっとそういう形にするための職務代理者。

それから、今言ったように、今度は郵送するんだから金はかかると。けども、実際には条例にもあるとおり、区長さんには何でもかんでもできるようになっているわけですよ。きょうも話がちょっと出ましたがまちづくりの方でも区長さんに頼むかもしれないみたいな話で、そういうことがあるので、その辺がきちんと区長さんとの話の中でなっているのかどうなのか、その辺をお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 議員さんおっしゃるように、職務代理者については、区長が決まった後に1カ月ぐらいでやってくださいということで今まではそうしてきました。ただ、それについてもなかなか出てこないというお叱りを受けて私、重々承知していましたので、今回4月1日から継続する区長さん、新たな区長さんが出てくるわけでございますが、これにつきましては指導の中で区長の名前と職務代理者の名前を同時に出してくれということで現在、出てきておりますし、そういう指導の中で後からでなく一緒に出していただくように指導し、今、出てきているところでございます。

それから話の内容、今早口で条例の中身をいろいろ説明させていただきましたけれども、今、佐藤輝雄議員がご心配されているようなこと等を区長さんたちと話しし、区長さんも47

名いるものですから全体会議ではなかなか意見も出てこなかったり、言いたいことも言えなかったというとおかしいですけども、区長さんの中から区長さんたちで相談していただきまして9名の代表の方、これは区長、役員のみならず、人口の多いところの区長さんとか、人口の少ないところの区長さんとか、面積の広いところとかいろんなケースがあるわけですが、区長さんたちで決めていただきまして9人の区長さんに来ていただきまして、先ほどお話ししたように1時間当たりの単価はこれでどうですか、1日どのくらい束縛されるのか、このくらいどのくらいというのを詰めて決めさせていただきましたので、その件については区長さん等についてはご理解していただいているというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 他に質疑ありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 財政再建の一環として区長の業務と報酬を見直すと。それではっきり報酬の面につきましてはこの条例に独立してはっきりするんだという趣旨だと思いますけれども、質問の一つ目は、35ページにある地域支援給ということなんです。地域支援として全体的には9万480円払うと、あとは世帯割、人口割、面積割に基づくんだということなんですけれども、そういったことも我々、今資料を見て課長の説明を受けて初めてわかるわけですね。ですから、これから区長になる方とか、そういった区長の報酬、業務等に関心のある一般の町民からすると、地域支援というのとは何かということになって、このくらいならば附則の部分にでも簡単な説明があるぐらいの方がわかりやすい気がするんですよ。これが何年かたって私たちが議員でなくなって改めて見たとき、地域支援というのはどういうことで払うものかという、前に議会の行財政改革特別委員会の私はメンバーだったときも、その前は地域支援給ではなかったと思いますけれども、私が理解したのは、区長さんが配布を行う。こんなに面積が広いとか世帯割があるとか、私はどちらかというところそういう認識を持っていた。今回は、これは質問の2番目に移りますけれども、配布物が今度は行政区に委託ということで、先ほどの課長の説明では世帯割、人口割、面積割というのは今まで区長さんが配布物を配布していた分をカットしての報酬だというふうに私は聞いたんですけども、もう一度、世帯割、人口割、面積割とか地域支援給というもの、今までと違うのは、配布物を区長が配らないからこういう割合になったのか、その点、確認、質問の2番目ということで。

3番目は、この条例も4月から施行されるし、配布物が行政区に委託されるのも4月からですよ。そうすると、今、ちょうど区長の改選期で、お聞きしたいのは、新しい区長さんが一通り決まったんでしょうか、まだどうしても決まらないというところがあるのかどうか。

それから、受け入れ態勢、行政区に委託といっても結局はここにある町内会、自治会など本来は任意団体ですよ。そういった任意団体と委託契約というのは結べるのかどうか。心配なのは、受け入れ態勢ができているのかどうか、これが質問の三つ目です。

四つ目は職務代理者について質問がありましたけれども、わかりやすいという意味で私の区で言うと、6区が世帯が大きくてAとBに分かれた。今まで6区の副区長だった方が6区Bの区長になっているんですけども、今、6区Aも区長、副区長、職務代理者がいるわけですね。そうすると、区長が都合悪いときは副区長が出る。その2人が都合悪いとき職務代理者の方が出るのか、それともストレートに区長が都合悪ければ職務代理者に場合によっては行ってください。課長の説明でわからなかったのは、代理したときは払いますよという言い方でしたよね。この条文を見ると、別表第2ということですけども、職務代理者、報酬月額4万7,000円という規定ですね。区長の職務を代理したときだけ払うという表現ではないですよ。ここ、ちょっとわかりにくいのでお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 多岐にわたるご質問で、抜けていたらご指摘願いたいと思います。

初めに、新しい区長さん等々につきましては、おおよそ10人ぐらい、まだ二、三カ所、決まっていないところがあるんですけども、おおよそ10人程度かわるのかなと思っております。

継続される区長さん等につきましては、再三お話ししながら相談してきたわけですが、新しい区長さんについては、引き継ぎはあるとしてもなかなか理解できないということもあろうかと思しますので、これにつきましては区長全体会の中で再度説明をさせていただき、ご理解を願いたいとは考えてございます。

それから、地域支援給の表に入れないでその他でもいいんじゃないかという話でもありましたし、これは何なんだというお話でございますが、当然、区長の役目の中で行政区の全体の把握、前にお話ししたように区長に依頼するもの、いろいろございまして、そういった部分についての考え方、あと地域をまとめていくというようなニュアンスの中で地域支援給という形でとらえさせていただいております。

ただ、ここにのせたというのは、先ほど町長もお話ししましたが、一応地方交付税の対象になるように頑張ってお進めしております、対象になるのかなと思いますが、そういった場合にここにのっていないとまずいということもありまして、そして明確にきちっと出し

た方がいいだろうということの考え方で出させていただきました。

行政区への配布でございますが、これにつきましても4月1日に新しい行政区長さん、継続の区長さんに辞令を交付させていただきまして、そのときにご説明をしながら委託契約の書類を持って行っていただき、行政区の役員さんの中なり会計さんとお話をさせていただきそれで契約をしていただきたいということのお願いをする予定になってございます。これにつきましても委託でございますので相手がある話でございますが、ただ今までずっと行政区でやってきているわけですね。その流れを変えるわけではなく、要するにお金の流れが変わるだけで中身は今までと一切変わりません。行政区によっては区長さんが配達している区もあらうと思います。これにつきましては区に一たん入れていただきまして区長さんが配達しているんで配達料ということで区の方にやりますので、区の方が受けて区長さんにやるなり、区長さんが要らないというのであればおれが配達すると、それはそれでいいですけども、1年間、班長さんというふうになっているところもありますね。そんな場合には班長さんにその中からお手当ということで支給するというのもいいですし、あと1カ月交代の班もあるんですよ。これは私の班なんですけど1カ月交代なんです。1カ月交代で町から配達料もらったからといって、おれにくれと言われないので、区長さんもこれは区で使うということで、それでいいんでないですかということで相談を受けましたのでそういう話をしました。そういう形で行政区ではまちまちなんですね。ですから、これにつきましては一たん行政区に入れていただいて、あとは区の方の判断で区長さんと役員さんの判断でやってくださいということをお願いしてございます。

それから、別表第2で職務代理者報酬月額4万7,000円と書かれているんじゃないか、これを払うんじゃないかということで、別表第2(第6条関係)ということで、その旨について議員ご心配されているようなことにつきましては第6条で規定をさせていただき、明確にやっただいております。以上でございます。

○議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。

○12番(舟山 彰君) 特に最後の職務代理者、さっき、課長が、代理を行った場合に払いますよと、行った都度というんでしょうか。ところが、これだと職務代理者と決まった場合には自動的にというか、報酬月額4万7,000円もらえるとこの条文の別表第2では解釈できないのかと。単純に言えば毎月4万7,000円もらえるのか、職務を代理して1回5,000円とか、それによって金額が違ってきますよね。括弧によって職務代理者を決めていて41人なら41人に委

託をしていた場合、1人4万7,000円かける41掛ける12カ月という計算になるのか、1回代理したら3,000円とか5,000円とか、そういう規定の仕方が条文にのっているということは、必ず4万7,000円払うというふうに解釈できるんじゃないかということで聞いたわけです。それが一つ、答弁漏れというのか。

それと、もう一つ再質問しますが、私が勘違いしたのは、区長は完全に配布はしないというふうに理解したんですね。先ほどの報酬カットというか、行政区に委託するからと。でも課長の説明は、考えによってはどのくらい今、区長さんが配っているところがあるかもわからないけれどもそのままでもいいよと。区から配布物の報酬をもらうからいいんだと。余りに実情は変わらないんじゃないかという気がしますけれども、町内会長のように委託するようになると、区長が配っているところが悪いけど自治会で分担決めてくれと、そのように変えるところも出てくるかもわからないけれども、区長さんがやっているところは、我々、町内会で引き受けるよ、自治会でも引き受けるということに変わるところがなくて、そんなに変わらないとそういうふうにした意味があるのかどうかという気もするんですけれども、以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○総務課長（村上正広君） まずは、職務代理者についての月額何ぼですよというのはまずは決めておかないとだめだと思うんですよ。その支払い方法として職務を代理をして、先ほどお話ししましたように、10日までは区長さんやっていたけれども11日から31日までの20日間は職務代理者がやりますよと。それについては4万7,000円から日割で月の計算して1日当たりの単価を出して、掛けてやってその20日分は支払いますよというふうになるので、もとのお金は決めておかなくてないとは思っています。その詳細の支給方法につきましては、第6条でそういった場合はこう支払いますよ、端数が出た場合はこう支払いますよ、もと金は4万7,000円で2で決めていますので、もと金を決めていないと割り振りもできないし、だめだというふうに思いましたので、私はそういうことでご理解していただけるのかなと思います。

○議長（我妻弘国君） 課長、職務代理したときの明確な条文、どこにそれが書いてありますか。

○総務課長（村上正広君） 第6条の第5、職務代理者に報酬を支給するときは、第2条、第3条の規定にもかかわらず、その担当区域の区長等には報酬を支給しないということでこの職

務代理者に支給するときという文言になろうかというふうに理解してございます。

○議長（我妻弘国君） 舟山議員、そういうふうな答弁あるんですけども、それでご理解できますか。

○12番（舟山 彰君） 課長が第6条6条と言いますから、もう一回改めてこの意味というのは、第6条は職務代理者の報酬の額等となっていて、職務代理者の報酬の額は別表第2のとおりとするんですね。ですから、別表第2のとおりとするというのは、職務代理者報酬月額4万7,000円ということですよ。ただ、そのほかにいろいろ書いてありますけれども、今の課長が言った6条の5項の場合に、職務代理者に報酬を支給するときは、第2条及び第3条の規定にかかわらず、その担当区域の区長には報酬を支給しないと。この意味は逆に私はわからないですね。職務代理者がかかわりに出たと。その部分は区長には支給しないという、カットするということですか。逆に言えば職務代理した都度、払うんだよと。

○議長（我妻弘国君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） すみません。申しわけありません。一応第5項において、第2条、第3条の規定にかかわらず、ここで言っているのは、行政区長には支払いませんよということとを述べておりまして、職務代理者の報酬については行政区長にはその分は支払わないで職務代理者に払うという規定の中になっているんですが、この文言の取り扱いにつきましては、法務上というか、こういった取り扱いで問題なしというような形で進めさせていただいておりましたので、ご理解を賜るようお願いしたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） なんか内容が変わらないんじゃないかということなんですが、実態は変わらないように改正したと言っても過言ではございません。

ところが、これまでは行政区長さんとの関係が皆さん、よく理解をされておりませんでした。今回、町長が初めて行政区長さんと自治会長さんは一体化する、二つの顔を持たないという提案をさせていただきました。やはりいろんなところで混乱を生じたわけでございました。そのときに地域のことは地域の中でみんなで話し合っただけで決める体制に持っていきたい。そのときにこの行政区長さんへの配布につきましておかしいという意見が町の方に寄せられております。本来区長さんは、配布物を配布するのでお金をもらっているはずなのに、我々班長さんに配達させるのはおかしいんじゃないかという地区もありましたので、これをすっきりするためには基本に戻って皆さんが納得していただけるような改革を進めなければなら

ないということで今回改革したわけでございます。

ですから、あくまでも配布物につきましては、行政区に委託すると。その行政区に委託された方々は自分たちでどのような配布の方法をするかみんな話し合っ、これまでの班長さんを使ってもいいし、みんな改めて区長さんをお願いしますということであれば、それは区的意思ですからそういうことを尊重していかないと、地域のこういう活動というのはもっともっと発展しないのではないかということなんです。実態は変わりませんが、一たん総会でそういう話し合いをして意思決定をすると、これが大きな自分たちのことは自分たちの原点だろうということで大きな改革だというふうに思っております。そのためにも今回地域給というのをわざわざ別立てしたのもそこなんです。今までの行政区長さんの範囲内では、行政区長さんにはお金払えませんので、きちっとお世話役としても一部認めますよと、私は全部認めたいと言ったんですが、行政区長の方からそれは時期尚早と逆に一部でいいですということだったので地域支援給という項目を出しました。この地域のために働くものは国に対して集落支援員制度にのっかれるという、総務課長が言ったように別な事情もあったので国からこの分、地方交付税の積算根拠にさせていただけると、今交渉をしております。

○議長（我妻弘国君） ほかに7番広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 非常にわかりづらい答弁、やりとりになっていると思うので指摘しておきたいと思うんですけども、先ほどの質問のやりとりと答弁の中でも行政区という言葉が飛び交っているんですが、行政区というのは、いわゆる行政の単位とするエリアの行政区と、地域のコミュニティの任意団体である町内会、自治体のことを指す行政区というのをごっちゃにやりとりされているんですね。答弁されている方、当然新規のコミュニティ、任意団体の意味で使っているところが多いんですけども、ただやっぱり12月議会で私、一般質問したんですが、いわゆる行政区に班長さんというのはいないですね。地域の任意団体に班長さんがいるわけで、そこはやっぱり行政区長さんの側も町民の側も誤解を招いているところだと思うので、その辺の答弁、やりとりというのをきちっと厳密にやらないと、やっぱり行政区に委託するというふうに言われると、やはり元の木阿弥じゃないかと思うので、その辺をきちんと区別してやりとりすることが必要じゃないかと思うんです。その辺、指摘したいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 行政区長は町長が個人を任命しております。ですから、今おっしゃった

ように行政区という組織はありません。自治会長さん、町内会長さんはあるエリアを持ってそこに構成メンバーがいてその人たちがお金を出し合って意思決定をする組織である、団体であるということでございます。ですから、行政区というのは、呼び方は区によっていろいろなものですからわからないんですが、行政区長とその他については、あくまでも行政区長というのは町長が個人を任命しているということで整理をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） 前にも1回説明いただいたと思うんですけども、配布物をやる時班長さんがやったり、区長がやったりというお話をいただいたと思うんですが、現在、班長さんがやっている区というのは全体のどのくらいになるのか、数でもいいし、割合でもいいし、説明いただきたいんですけども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 私の方で過去に調べた事例がございましたのでご答弁申し上げます。実際に行政区長さんが直送で配っていた行政区は41行政区のうち、47人行政区長さんおいでになりますけれども行政区域は41個でございますが、そのうちの9行政区です。区長さんが直接配布物を配っていたというものは、ヒアリングの結果、9行政区ということです。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号、行政区長等の報酬等に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより休憩いたします。

2時50分再開いたします。

午後2時36分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

次の日程の前に、さきの議案に対する答弁漏れがありましたので、発言を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 大変申しわけございません。要するに任意団体と契約ができるのかというお尋ねがございました。これにつきましては、税務署等と確認をさせていただいて、要するに人格なき社団ということの見解でした。これは何かといいますと、先ほどエリアの問題が出てございましたけれども、その地域においてきちんとした構成員が確立されていること、予算、決算がきちんと民主的な原則にのっとり運営されているということがございまして、それらの団体に対して委託契約行為を結びことにつきましては、今回については配布ということですが、利益を得るものではございませんということで、そういった観点から税務署の方では別段支障のない契約ということで、それは確認をさせていただきまして委託契約ということも締結させていただくということを区長会等ともご説明を申し上げているところです。よろしくをお願いします。

日程第9 議案第7号 柴田町地域活性化・公共投資臨時交付金基金条例

○議長（我妻弘国君） 日程第9、議案第7号柴田町地域活性化・公共投資臨時交付金基金条例議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第7号柴田町地域活性化・公共投資臨時交付金基金条例についての提案理由を申し上げます。

平成21年4月に決定された経済危機対策において、国の公共事業の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう、地方自治体も負担額に応じて交付される地域活性化・公共投資臨時交付金が創設されました。

それを受け、国の第1次補正予算で措置され、2月に国から交付限度額として2億395万5,000円が提示されました。平成22年度と平成23年度において地方単独事業を円滑に実施し、地域の活性化を推進するため、今回、提示された交付金を積み立てる基金の設置を行うもの

でございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 提案理由と少し重なりますが詳細説明いたします。

議案書39ページになります。21年度の経済危機対策として公共投資臨時交付金事業対象となる補助事業、二つありました。一つは安全・安心な学校づくり交付金事業、これは船岡中学校の校舎耐震化と屋内運動場の改築です。もう一つは、美しい森林づくり基盤整備交付金事業、これは林道整備を進めました。

この事業の実施に伴って本年2月、公共投資臨時交付金の交付限度額2億395万5,000円が示されました。

この交付金の使い方としては、当該事業地方負担分、実際は起債分になりますが、そこに振りかえるやり方、もう一つは22、23年度の地方単独の建設等事業のための基金をつくるという二つが選択肢として示されました。今回は現在進めている事業で起債を起しておりますが、この起債は償還時に基準財政需要額算定、つまり償還する金額に呼応した地方交付税が算定される極めて有利なものですので財源の振りかえは行わないで、今回は町単独建設事業費の財源として基金を造成することとしました。この議案はそのための基金設置条例となります。

条文の説明をいたします。

第1条は設置です。柴田町地域活性化・公共投資臨時交付金基金を設置する。

第2条は積み立てる財源について公共投資臨時交付金であることを明示しています。

第3条は、管理について。

第4条では、預金利子等、運用益について定めています。

第5条では、繰替運用を規定しています。

40ページをお開きください。

第6条で基金の処分について、事業の財源とすることを述べていますが、後段で地方債をもってその財源とすることが可能な経費、つまり町単独で起こす建設事業が対象になります、いわゆる起債対象事業に充てることができるとしています。

第7条は委任規定となります。

附則をごらんください。施行期日は公布の日とし、また第2項で基金の廃止される日を平成24年3月31日としています。この基金につきましては22年度と23年度で使い切るというふうになります。

以上、詳細説明となります。よろしくお願いいたします。

- 議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。11番大坂三男君。
- 11番（大坂三男君） 公共投資臨時交付金基金の件につきましては、総括質疑の中でも質問を出しておりますけれども、お伺いしたいのは、この交付金を使って事業をやる場合に、以前にも聞いたような気がするんですが、地元の企業なり業者さんなりを使っての事業をすることが義務づけられているようなことをちょっと聞いたような認識があるんですが、その辺、ちょっと確認したいと思います。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。
- 企画財政課長（水戸敏見君） 地元企業の活性化という文言はありますが、町内のというそういう制限ではございません。できるだけ町内の、圏域内のという発注の仕方については町としても十分尊重しますが、やってだめとかという、そういうきついものではありません。圏域というのは町とか県とか、広い意味でのとらえ方もあるかと思えます。
- 議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。
- 11番（大坂三男君） この提案理由の要旨に、地方自治体の負担額に応じて交付される云々であるんですが、負担額に応じてと、こうなっている部分がちょっとよくわからないんですが、例えば柴田町でこれを使って5億円の事業をやりたいという場合と、例えば20億円の事業をやりたいという場合に町が負担する負担額が大きい小さいがあると思うんですけれども、大きいもので手を挙げれば負担額が当然大きくなるので限度額も大きく交付されるという考え方でいいのかどうか、今回の場合は限度額が2億395万5,000円ということで決定しているようなんですけれども、手を挙げるときのその辺の額の算定はもともとこういうことをやりたいということを大きくドンと出せば大きく交付されるものだったのかどうかお伺いします。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。
- 企画財政課長（水戸敏見君） 大きな事業を起せば大きく来るんですが、やりたいんじゃないじゃなくて、21年度中にはやることを決めた事業でないと交付対象にならないわけです。ですから、来年、再来年、大きな事業をやるからという申請ではないです。少なくとも船岡中学校

と屋内体育館については議決いただいた。その事業を起こした結果によって算定される金額になります。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号、柴田町地域活性化・公共投資臨時交付金基金条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第10、議案第8号柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第8号柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、身体障害者福祉法施行令等の改正により、身体障害者手帳の交付対象に新たに肝臓機能障害が追加され、平成22年4月1日から施行されます。それに伴い、県の心身障害者医療助成事業補助金交付要綱も改正されるため、「肝臓機能障害」を助成対象とすることについて条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） 補足説明をさせていただきます。

ただいま町長の提案理由で申し上げましたとおり、上位法である身体障害者福祉法施行令等

の一部改正により、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の概要でございますが、今回の身体障害者福祉法施行令等の法改正は、身体障害に肝機能障害を加える改正でございます。これは「肝機能障害」を身体障害の認定対象とし、身体障害者手帳の交付対象とするものでございます。

認定対象とする対象者の数は、全国で3万人から5万人になるというふうに推計されてございます。

以上のような上位法の改正によりまして県の心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱も交付対象に、肝機能障害が追加され改正となります。したがって、本町条例もあわせて一部改正を行うものでございます。

条文の説明を行います。議案書の41ページと42ページになります。

柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条、定義、第1項第2号中、最後の太字の部分ですが、及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の次に、次のページになります、新たに「肝臓」を加えるものでございます。

第3条第1項中、外国人登録簿を、「外国人登録原票」に改めることにつきましては、文言の整理でございます。

附則でございますが、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） 改正の内容とは直接関係ないんですが、最近、「障害者」というときの「害」という漢字が平仮名の「がい」という形をよく目にします。それから、昔の養護学校というのが「特別支援学校」というふうに表現が変わっていますよね。先ほどの障害という言葉はどういう根拠に基づくものかはわからないんですけども、こういった条例には影響を与えないものなのかどうかお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） 確かに表現の仕方として平仮名の「がい」を使ったり、養護学校から支援学校に改正したものにつきましては、当然法改正が入っております。この平仮名の表記については、そういった表記をする場合、しない場合、いろいろでございます。条例等で一般的にこれについてはほかでも通常使われておりますので、問題はないのかなというふうには認識してございます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 柴田町条例の左横書き等の整備に関する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第11、議案第9号柴田町条例の左横書き等の整備に関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第9号柴田町条例の左横書き等の整備に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本条の条例規則等の形式については、国の法令の形式にならい縦書きに統一してきましたが、一般社会や公用文等における書類の書き方について左横書きが主流となってきたことから、本町の条例においても町民にも読みやすくよりわかりやすくするために、現に効力を有する本町の条例の形式を一括して現在の縦書きから左横書きに改めるため、この条例を制定するものでございます。

あわせて、この措置に伴い、既存の各条例中の字句等で整理、統一その他の整備を必要とするものにつきましては、当該条例の制定の目的及び意義に反しない限り、その内容に変更を及ぼさない範囲において措置できるよう規定するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 43ページになります。条例名のとおり、柴田町の条例を左横書きとするものであります。横書きということではなくて左横書きとしてございますが、これにつきましては右の横書きもございます。昔は特に見受けられるのはお寺さんとかが右横書きという形で見受けられておりますが、そういったことから左横書きという表記をしております。これにつきましては、ほかの自治体も同様に取り扱いをさせていただいているということでご理解願いたいというふうに思います。

それでは、詳細の説明に入ります。

第1条、趣旨でございますが、左横書きに改めることに関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条、左横書きの措置でございますが、左横書きに伴う字句の改正、その他必要な措置を定めるものでございます。

2号は、固有名詞、いわゆる柴田町でいえば第一幼稚園というような固有名詞がございますが、そういったもの、及び数的意味の薄い語の中に含まれているもの、要するに、例えば生計を一にするというように漢字でございますね。「いつ」というのは「一」と漢字で書きます。そういったものを除いて、それからアラビア数字に改めるということで、桁を3位ごとに「,」（カンマ）で区切るということでございます。これにつきましては、縦書きだと漢字の五千円という部分につきましては「五、〇〇〇円」という形になってございます。これをアラビア数字に置きかえて「,」を「,」に、横書きになりますのでそういった意味でご理解願いたいと思います。

第3号の漢字の「一」を(1)にすると。以下、(2)(3)(4)と同じにしますよと。

第4号でイロハという表現を使っておりますが、これにつきましては「ア、イ、ウ、エ、オ」という形で、以下「ア、イ、ウ、エ、オ」、「カ、キ、ク、ケ、コ」という形の順に同じくするものでございます。

第5号でございますが、条例については別表及び様式という定めがございます。これにつきましても左横書きに合わせて行いますよということでございます。

第6号、縦書きでは、例えば「左に掲げる」などを「次に掲げる」と、そういった取り扱いで左横書きに合わせるということでご理解願いたいと思います。

第3条、用語等の統一の基準であります。送り仮名や平仮名扱い、漢字扱い等の部分について修正を行いますよということでございます。

第2項は、「や、ゆ、よ」というようなくぼみ音ということですか、促音、くぼみ音という

のは「りゃ、りゅ、りょ」というような形の小さい「よ」とか「ゃ」とかいうものですが、従来は大きな「や、ゆ、よ」で使っていたんですが、これは横書きにしますと小さな「や、ゆ、よ」ということで小書きに改めるということでございます。

第4条になります。第4条、引用法令等の改正でございますが、皆様ご案内のとおり、引用法令、地方自治法第何条の規定によりなど柴田町の条例の中にはほとんど上位法を引用した形の条文が入っております。その上位法を引用する機会が多くございまして、上位法の改正により引用法の条ずれとかがございます。そういった場合はその都度、その条例がかかった都度に今までは直してきました。それについてこの関係条例の一部改正があるときに改正していましたが、今回はそのような条ずれ等が見つかった場合、上位法が改正されて号がずれたりという、そういったものが見つかった場合は、この条例により改正させていただきたいということでございます。

それから、第5条、その他の措置でございます。既存の条例中の字句等で整理、統一、その他整理を必要とするものについてはその条例内容に変更を及ぼさない範囲で措置することをうたっております。例えば簡単に言いますと、字の誤りとかが見つかった場合、この機会にこの条例において修正させていただきたい、精査させていただきたいという内容でございます。

附則であります。22年4月1日から施行するものでございまして、22年の第2回定例会より実施するというところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号、柴田町条例の左横書き等の整備に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（我妻弘国君） 日程第12、議案第10号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第10号和解及び損害賠償の額を定めることについての提案理由を申し上げます。

平成19年4月16日に、柴田町大字槻木字遠島入地内において発生した大雨時の町道冠水による自動車の損傷事故に伴う損害賠償に関し、和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 47ページになります。議案第10号でございます。これにつきましては、平成19年7月16日でございます。協議をそこから始めているんですけども、7月16日午前10時30分ごろ、町道槻木179号線におきまして、大雨により冠水した道路に車両が進入し、水没いたしました。これについては交通事故ではございませんのでこれは議案という形になります。専決はできないということでございますので今回上程させていただいているということでございます。

町が冠水を確認し、冠水による事故防止をすべき義務を負うにもかかわらず、バリゲート等の事故防止策をとらなかったのを原因として、町道管理者に対して損害賠償の申し出がございました。

町といたしましては、その件については直ちに全国町村会総合賠償保険ということで加入していますのでそちらの方に事故報告書を作成し、双方の瑕疵割合の判断を第三者にゆだねたわけでございます。そちらで折り合いがつかなかったのは、当然、通行どめはしていたんですが通行どめの方まで冠水してしまっていてそれがわからないでそのまま入ったということで、入る方もあれですけども道路管理者としても瑕疵があるだろうということでそれは問題ないんですが、本人は車の減価償却もしないで150万円ぐらいの総額で負担割合を決めてくれという話だったんです。こちらとすれば、保険会社と相談した場合、それは減価償却とか既存の車の価格につきましては80万円ですよということでなかなか折り合いがつかなくて19年か

ら現在に至っていたということでございます。やっと本人と話が合いまして、町が言っている80万円ということで折り合いが付きまして、その負担割合で今回、30万円なんですけれども、大体6：4ぐらいなんですけれども、町が4ということでそういった負担割合で本人も理解したということで、今議会に上程して可決していただければ、その金額で今度は示談の方に入れるということでそういった内容のものでございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

議案書の方になります。和解及び損害賠償の額を定めることについて。

平成19年7月16日、柴田町大字槻木字遠島入地内において発生した、大雨時の町道冠水による自動車の損傷事故に伴い、損害賠償に関し、次のとおり和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるといふことで、平成22年3月5日提出の町長名になってございます。

記でございますが、和解及び損害賠償の相手方でございます。宮城県岩沼市桜3丁目13番9号、菊地英悦様でございます。

和解の内容でございますが、町は相手方に損害賠償額30万円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

損害賠償の額30万円ということでございます。

よろしくお願ひいたします。

- 議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**質疑ありませんか。15番加藤克明君。
- 15番（加藤克明君） 事故後3年経過なんですけれども、今、異常な気象がありまして冠水する箇所、何カ所ぐらい把握されているんでしょうか、こういう状態の。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（佐藤輝夫君） 正確ではないと思うんですが、路線数すべて入れますと、10路線以上になるかと思ひます。というのは、大住地区の一部につきましては、ほとんどの路線、半分ぐらいの路線がかぶってしまうということもございまして、あと点在している箇所結構ございまして、それらを含めると10路線強ぐらいかなと思ひております。
- 議長（我妻弘国君） 再質問ございましてか、はい、どうぞ。
- 15番（加藤克明君） こういう事故というか、どちらが加えたとかというかなり厳しいものがあると思ひますね。こういう状況が確認できるところであれば、大雨時注意ということを促す方法もある。また、こういう場合、いつどこでということは災害というよりは天災なん

ですね。こんなこと言っていていいかわからないんですけども、大体は車、自損行為というふうなことが非常に多いかと思います。相手が町ということでこのような方向に向かうということはこれから多いと思うんです。そういう面でそういう箇所、または危険性のあるところ、例えば土砂崩れ、落石とか、そういうことも含めまして対策というか、そういうことが必要でないかと思うんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） おっしゃるとおりでございます。今回、このような事故が発生しました後に冠水で車両が通行できなくなる箇所につきましては、冠水高を表示できるような看板を設置してございます。あわせて今後もそういう箇所については、こちらで確認した場所について積極的に設置してまいりたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再々質問ございますか。

○15番（加藤克明君） 中には町の公共物というか、標識とか看板、それに衝突というかぶつけて逃げる方もおりますよね。そういう追跡はしているんですか、逆に言うと。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） おっしゃられたとおり、ある程度の車両関係の大破事故がありますと、当然、本人も慌てまして事故証明ということで警察を呼んだり、あと保険屋に連絡をとるようでございます。ただ、バンパーをぶつけて看板、それから標識等々をぶつけた場合については、本人の損害状況によってはそのまま立ち去るということも結構あるかと思えます。私の方としましては、保険屋さんから連絡来た分につきましては当然、保険を使っただけで復旧の工事はお願いするんですが、当て逃げ的なものについては、やはり見ている方の情報があった場合については照会なんかしたいと思うんですが、なかなかそういうことで連絡をもらうということがありません。あった場合については特定できるということでございますので連絡をとっていきたいと思うんですが、なかなかそういうケースが現在はないということでございます。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号、和解及び損害賠償の額を定めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

明日午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時23分 散 会

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年3月11日

議 長

署名議員 番

署名議員 番